

三菱機械室レス・エレベーター 乗用・住宅用・寝台用 AXIEZ-LINKs (KE-LG)

取扱説明書 運行管理編

■はじめに

三菱機械室レス・エレベーター<AXIEZ-LINKs : アクシーズ・リンクス>をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

本書はエレベーターの所有者等の方および、運行管理者の方へ必ずお守りいただきたいこと（安全上の注意事項、必ず実施いただきたいこと、取り扱い上の注意事項など）を記載いたしております。

- 本書をお読みいただき、適切な運行管理を行ってください。
- 本書は必要ときに、すぐに読めるようにお手元に大切に保管ください。
- 本書はエレベーターの所有者等の方に変更がある場合は、確実に引継ぎを行ってください。
- 本書とは別に取扱説明書（保守・点検編）および告示 283 号改正に伴う追加情報がありますので必ずお読みいただき、エレベーターを保守・点検する専門技術者の方に適切な指示をしてください。
- エレベーターは電気・機械設備ですので、適切に保守しなければ、製品の性能が発揮できないことがあります。製品を安全で、かつ適正な状態を保ち、故障が起きないようにするためには適正な保守を継続することが重要です。
- 本書の内容について、ご不明な点、ご理解いただけない点がある場合は、本書裏表紙に記載の最寄支社にお問い合わせください。
- 本書は基本仕様について説明しています。よって実際の製品では一部異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本書に掲載した内容は、予告なく変更することがあります。本書の使用前に最新版を当社ホームページで必ず確認してください。
- 巻末に記載の別添を本書の使用前に必ず参照してください。

■ もくじ

■ 1. 安全にお使いいただくために.....	4
1-1 安全にかかわる表示について	4
1-2 用語の定義.....	4
1-3 諸注意.....	4
■ 2. 所有者等の方へのお願い.....	5
2-1 運行管理者の選任	5
2-2 運行管理者の教育	5
2-3 専門技術者によるメンテナンスの実施.....	5
2-4 点検	6
2-4-1 点検項目	6
2-4-2 点検記録の保存.....	6
2-4-3 保守履歴の保管・継承.....	6
2-5 エレベーターの設置環境.....	7
2-6 エレベーター安全装置の安全マーク.....	8
■ 3. 運行管理者の方へのお願い.....	9
3-1 日常管理.....	9
3-1-1 毎日の点検	9
3-1-2 手入れ.....	10
3-1-3 エレベーターの動力電源を 1 週間以上または、定期的に遮断する場合.....	14
3-1-4 バッテリーの交換についての注意.....	14
3-2 利用者へのエレベーター使用方法の説明	15
3-3 長期保全計画の作成と運行管理.....	15
3-4 その他の注意事項	15
3-5 推奨保守会社	15
■ 4. 所有者等の方または運行管理者の方の義務.....	16
4-1 法定定期検査	16
4-2 報告義務.....	16
4-3 エレベーター管理に関する諸届.....	16
■ 5. 安全のために必ずお守りいただきたいこと	17
5-1 運行管理者の方にお守りいただきたいこと	17
5-2 運行管理者の方より一般利用者にご指導いただきたいこと.....	24
5-3 注意喚起シート	31
5-3-1 エレベーター利用者向け注意喚起シート.....	31
5-3-2 エレベーターで荷物を運ぶ場合の注意喚起シート	31
5-4 注意喚起ステッカー.....	32
■ 6. ご使用方法.....	33
6-1 運転方式.....	33
6-2 ご使用方法.....	35
6-3 各部の名称と働き	36
6-4 かご操作盤の開戸内スイッチ配置.....	37
6-5 開戸の開閉方法	38

6-5-1 開戸を開く場合.....	38
6-5-2 開戸を閉じる場合.....	38
■7. エレベーターの運行管理.....	39
7-1 平常運転.....	39
7-2 停電時自動着床装置（MELD、大容量 MELD）.....	40
7-3 地震時管制運転（リスタート機能付）.....	41
7-4 病院専用運転 ＜適用：寝台用エレベーターのみ＞.....	42
7-4-1 専用運転への切換え.....	42
7-4-2 専用運転.....	42
7-4-3 専用運転の解消.....	42
7-5 特殊運転.....	43
7-5-1 独立運転.....	43
7-5-2 トランク使用時の運転.....	44
7-5-3 手動運転.....	44
7-6 基本機能（標準装備）.....	45
7-6-1 マルチビームドアセンサ-2D（MBS-2D）.....	45
7-6-2 LED 天井.....	46
7-6-3 立体音響システム.....	47
7-6-4 ヘルスエアー®.....	48
7-6-5 抗ウイルス・抗菌対応仕様.....	48
7-6-6 かご呼び取消機能.....	49
7-6-7 自動着床修正制御.....	49
7-6-8 かごゆすり検知機能.....	49
7-6-9 満員通過機能 ※2car 以上の場合基本仕様.....	49
7-6-10 かご呼び一括キャンセル動作.....	49
7-6-11 満員出発時乗場呼び自動登録機能.....	49
7-6-12 群管理マイコンバックアップ運転 ※Maisart 群管理の場合のみ基本仕様.....	49
7-6-13 ダブルドアオペレーション.....	49
7-7 付加機能（オプション）.....	50
7-7-1 スーパー可変速システム.....	50
7-7-2 任意階サービス切放し機能.....	51
7-7-3 暗証式シークレットコール.....	52
7-7-4 戸開延長ボタン.....	53
7-7-5 乗場休止スイッチ（タイマー式）.....	53
7-7-6 アップピークサービス、ダウンピークサービス.....	53
7-7-7 サービス階切放し自動選択機能.....	54
7-7-8 火災時管制運転.....	54
7-7-9 車いす専用操作盤と専用乗場ボタン.....	55
7-7-10 視覚障がい者対応仕様.....	55
7-7-11 ディフェンスドア（乗場遮煙機能）.....	56
7-7-12 気配りドア.....	57
7-7-13 ホールモーションセンサ<3D>.....	58
7-7-14 センシングドアシステム.....	59
7-7-15 防犯警報装置.....	61
7-7-16 ペット同乗運転.....	61
7-7-17 遠隔監視.....	63

7-7-18 抗菌ボタン（フラット）	63
7-7-19 抗菌木質手すり	63
7-7-20 かご室保全カバー（プレミアムウォール・フロア/保護幕/床マット）	63
7-7-21 運転手付運転併用方式	64
7-7-22 電子化終端階強制減速装置（SETS）	65
7-7-23 暴風雨時最上階休止機能	66
7-7-24 ステンレスタッチレスボタン	67
7-8 運転休止	68
7-8-1 乗場休止スイッチが付いている場合	68
7-8-2 乗場休止スイッチが付いていない場合	68
7-8-3 最上階退避スイッチが付いている場合	68
■8. 非常の場合の処置	69
8-1 かご内に乗客を閉じ込めないための安全機能が作動した場合	69
8-2 かご内に乗客が閉じ込められた場合	70
8-2-1 閉じ込め発生時の対応フロー	70
8-2-2 処置と指示	71
8-3 緊急時の保守会社への連絡内容	72
8-4 地震および火災が発生した場合	73
8-5 大雨の場合	74
■9. リサイクルへのご協力をお願い	75
■10. 付属品	75
10-1 かご操作盤の開戸キー	75
10-2 注意喚起ステッカー	75
■11. 緊急時の保守会社への連絡事項	76
■別添. 昇降機の適切な維持管理に関する指針	
■注意喚起シート	

■ 1. 安全にお使いいただくために

1-1 安全にかかわる表示について

本書では、誤った取り扱いをしたときに生じる危険や損害の程度を、次の表示で示しています。

 危険	取り扱いを誤ると、人が死亡または重傷を負う危険が切迫して生じるおそれがある内容を表します。
 警告	取り扱いを誤ると、人が死亡または重傷を負うおそれがある内容を表します。
 注意	取り扱いを誤ると、人が傷害 ¹⁾ を負うおそれや物的損害 ²⁾ を負うおそれがある内容を表します。

注¹⁾ 傷害とは、治療に入院や長期の通院を要さない、けが、やけど、感電などをいいます。

注²⁾ 物的損害とは、建物や財産にかかわる拡大損害をいいます。

必ずお守りいただく内容を、次の図記号で説明しています。

	指示に基づく行為の強制（必ず行う内容）を表します。
	「禁止事項」（禁止行為）を表します。

1-2 用語の定義

本書における用語の定義は次のとおりです。

- 所有者等とは昇降機の所有者または管理者をいいます。
- 運行管理者とは、直接、昇降機の運行業務を管理する者をいいます。
- 専門技術者とは昇降機の保守・点検を専門に行う者をいいますが、本書では昇降機検査資格を持ち、かつ昇降機の保守を専門に3年以上従事した者を想定しています。

1-3 諸注意

- 本書に記載の安全に関する警告表示（危険、警告、注意）については、必ずお守りください。
- 本書の記載内容にない操作および取扱いは行わないでください。人身事故、機器の故障の原因になる可能性があります。
- 当社は下記のような不適切な管理と使用に起因する故障または、事故については、責任を負いませんので、あらかじめご承知おきください。
 - ・ 本書の目的外使用、または本書の記載と異なる取り扱いに起因するもの。
 - ・ 「2-5 エレベーターの設置環境」に記載の設置環境が守られないことに起因するもの。
 - ・ 保守・点検、修理の不良に起因するもの。

- ・ 製品に対して、当社が提供または指示していない改造を施したことに起因するもの。
※改造とはハードウェアの変更だけでなく、マイクロコンピュータのプログラム、データなどの一部変更を含みます。また、保守用の装置、部品の接続も改造に含みます。
- ・ 当社が供給していない機器、または部品類を使用したことに起因するもの。
- ・ 使用環境や使用頻度、かご内外の質量に応じた摩耗や寿命の短期化、損傷や経年による劣化。
- ・ 地震・雷・風水害などの天変地異、および当社の責任以外の火災、第三者による行為、その他の事故、お客様の故意もしくは過失、誤用またはその他異常な条件下での使用に起因するもの。
- ・ エレベーターに搭載しているバッテリー・電池の劣化に起因するもの。
- ・ 接続いただく電源品質が次の範囲を超過することに起因するもの（電圧変動-10%~+5%・電圧不平衡率 5%以下・瞬時電圧低下 1ms 以下）。

■2. 所有者等の方へのお願い

2-1 運行管理者の選任

所有者等の方は、エレベーターを正しくご利用いただくために、昇降機の運行に関して十分な知識を有する運行管理者を選任してください。

2-2 運行管理者の教育

所有者等の方は、下記に記載の各項目について運行管理者に教育してください。

- 昇降機に関する一般知識
- 昇降機に関する法令知識
- 昇降機の運行および取り扱いに関する知識
- 火災発生時または地震発生時に講ずべき措置
- 災害発生時または停電時に講ずべき措置
- 人身事故発生時に講ずべき応急措置
- その他昇降機の安全な運行に必要な事項

2-3 専門技術者によるメンテナンスの実施

エレベーターは性能維持のため、専門技術者による定期の点検およびメンテナンスが必要です。（巻末の「昇降機の適切な維持管理に関する指針」第二章第1第1項を参照してください。）

- 専門技術者を選定いただき、使用頻度、使用環境などに応じ1ヶ月に1回程度、専門技術者による定期点検およびメンテナンスを実施してください。
- 定期の点検およびメンテナンスには専門技術者を擁する保守会社と別途契約されることをおすすめします。

推奨保守会社については「3-5 推奨保守会社」を参照してください。

2-4 点検

専門技術者による点検を次の各項目について、実施してください。

2-4-1 点検項目

- かごの運行状態
- かごの照明およびドアの開閉装置の状態
- インターホンなど外部連絡装置の状態
- かご操作盤、乗場ボタンなど操作機器の状態
- 位置表示器、表示装置全般の状態
- 昇降路の状態
- ピットの環境および機器の状態など

2-4-2 点検記録の保存

「2-4-1 点検項目」の記録は、3年以上保存することをおすすめします。

※巻末の「昇降機の適切な維持管理に関する指針」第二章第6第2項を参照してください。

2-4-3 保守履歴の保管・継承

保守・点検の履歴は、適正な保守・点検を継続して実施するために必要な情報となるだけでなく、運行管理状況の把握上も極めて重要な情報ですので、保守会社から確実に報告を受け、内容を把握の上、所有者等の方が大切に保管してください。

- 保守・点検の履歴は、所有者等の方が大切に保管してください。
- 所有者等の方が変わる場合は、次の所有者等の方へ確実に保守履歴を継承してください。
- 保守会社を変更する場合は、所有者等の方から次の保守会社へ確実に保守履歴をお伝えください。

※定期点検・整備については当社推奨保守会社へ委託することをおすすめいたします。「3-5 推奨保守会社」を参照してください。

2-5 エレベーターの設置環境

エレベーターを安全にご利用いただくためには、下表の設置環境が必要条件となります。本条件を維持いただくために、ガラリ、換気扇、エアコンなどの適切な設置をしてください。さらに、これらの機器を適正に運用し、設置環境が維持されるよう管理してください。

隣接する建物の影響などにより、下記条件を満たせない状況となってしまった場合は、個別の追加対策または部品の交換頻度を上げる必要がありますので、直ちに使用を中止し、保守会社に連絡してください。

表 2.5 エレベーターの環境条件

分類		環境条件
エレベーター の設置場所	風雨	屋内構造で外部から風雨が侵入しないこと。 乗場の一部などが屋外に面して設置される場合は、乗場機器に雨水がかからず乗場から雨水が昇降路に流入しない建物構造とすること。 また、強風により円滑な戸開閉に障害のないこと。
	振動	昇降路のエレベーター構造物に振動がないこと。
	直射日光	駆動装置、制御装置および乗場の機器に 直射日光または、屋内ガラス越しの日光が当たらないこと。
	標高	設置場所は標高 1000m 以下であること。
エレベーター の設置環境	雰囲気	金属に損耗や腐食、電気接点の接触障害などを引き起こすような腐食性ガス（硫化水素ガス、亜硫酸ガス、塩化水素ガス、塩素ガス、アンモニアガス）、海岸地区における潮風、またはちりやほこり（鉄粉、炭じん、粉じん）がないこと。 爆発性のガス（メタン、石灰ガス、ブタン、ガソリン、アセチレン、水素、エーテル）または粉じん（炭じん、穀粉）のないこと。
	電磁波	エレベーターの電気信号に影響を及ぼす電磁波がないこと。 電磁波の電界強度が 10V/m 以下の環境であること。
昇降路の温度		昇降路の温度は、最低-5℃、最高 40℃の範囲内であること。
昇降路の湿度		昇降路内の相対湿度は、月平均 90%以下、日平均 95%を超えないこと。 ただし、結露・氷結がないこと。

2-6 エレベーター安全装置の安全マーク

国土交通省は、「戸開走行保護装置」および「P 波感知型地震時管制運転装置」について、設置済みであることを示す安全マークをエレベーターのかご内の見やすい場所に表示する任意の制度を創設しました。

本制度は、エレベーターの安全装置が設置されていることを、エレベーターの利用者等が容易に把握できるようにし、同装置の設置促進につなげていくことを目的としています。

所有者等の方におかれましては、本制度の趣旨をご理解いただき、かご内の見やすい場所に安全マーク ステッカー（図 2.6.1、図 2.6.2）を貼り付けることについてご承諾いただきますようお願いいたします。

- 図 2.6.3 に貼り付けた例を示します。
- 本取扱説明書とともに以下の安全マークを所有者等の方にお渡しいたします。
- これらの安全マークデザインの商標権は、一般社団法人建築性能基準推進協会にあります。
- 安全マークの仕様、種類は、予告なく変更されることがあります。

安全マーク ステッカー（縦横寸法：3cm）



図 2.6.1 戸開走行保護装置



図 2.6.2 P 波感知型
地震時管制運転装置

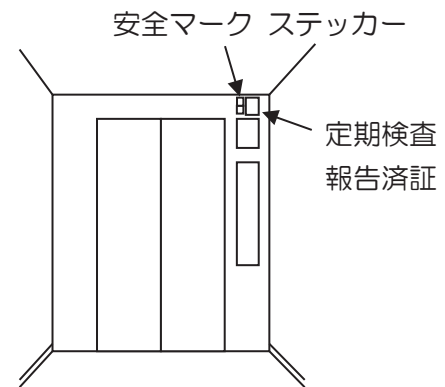


図 2.6.3 かご内表示位置（参考例）

■3. 運行管理者の方へのお願い

運行管理者の方は、以下に記載の各項目について、よくお読みになり、正しく安全に運行管理してください。

3-1 日常管理

警告



事故・故障の原因となりますので、最低一日一回は「3-1-1 毎日の点検」に記載の項目をすべて実施してください。
一か所でも異常を発見した場合は直ちに使用を中止し、専門技術者に連絡してください。

3-1-1 毎日の点検

- 毎日の運転開始前に、エレベーターの外観で破損しているところが無いか、異常の無いことを確認してください。
- 毎日の運転開始前に、最下階から最上階まで一往復以上運転し、異常のないことを確認してください。（異音・異臭・振動など）
- 屋外に乗場が設置されている場合、天候を把握し、荒天・強風時には運行状況を頻繁に確認してください。エレベーターへの液体飛散が無く、円滑な戸開閉など正常に動作していることを確認してください。異常を確認した場合は速やかに運行を中止し、専門技術者に連絡してください。
- 非常連絡用のインターホンや停電灯が正常に働くことを確認してください。
※停電灯の確認は、「平常一点検」スイッチを「点検」側に倒し停電灯が点灯することを確認してください。（「6-4 かご操作盤の開戸内スイッチ配置」を参照してください）
- 乗場とかごの敷居溝は常にきれいにしておいてください。

注意



故障の原因となりますので、乗場とかごの敷居溝は常にきれいにしておいてください。



事故・故障の原因となりますので、溝の清掃はエレベーターを休止させた状態で行ってください。

※休止の方法は、「6-4 かご操作盤の開戸内スイッチ配置」を参照してください。

※ピットに水が溜まっている場合および、水が溜まっていることが予想される場合は、保守会社へご連絡ください。

3-1-2 手入れ

毎日の運転終了後に製品の汚れについて確認し、以下に記載のとおり手入れをしてください。

3-1-2-1 意匠品の手入れ

個別に指定のある部分は、各部分の手入れ方法（「3-1-2-2 操作表示器具（かご操作盤/乗場インジケーター/乗場ボタンなど）のプラスチック部分の手入れ」以降）を参照してください。

汚れの状態	手入れ方法
ちりやほこりの付着	● 羽毛やネルなどの柔らかいはたきで落としてください。エレベーターの利用終了後、できるだけ毎日実施してください。
整髪料や手あか、油などによる汚れ	● 100 倍程度に薄めた中性洗剤で軽く拭き、汚れを落としてから水拭きしてください。中性洗剤水溶液による清掃で汚れが除去できたら、柔らかいウエスに水道水を浸し、中性洗剤水溶液を完全に除去し、最後に乾拭き清掃を行ってください。 ※中性洗剤水溶液が残留していると汚れ堆積の原因になります。 ※意匠面に傷がつく場合がありますので、軽く拭いてください。 (注 1)ステンレス材の清掃について ● ステンレス材は汚れを放置すると、シミや、変色するおそれがあるので、早めに拭き取ってください。 ステンレスヘアライン材の場合はヘアライン方向に沿って清掃してください。 ● ステンレス鏡面材は傷がつきやすい素材ですので、特に丁寧に清掃してください。 (注 2)塗装製品の清掃について ● 塗装面は傷がつかないように、汚れのない箇所はできるだけ拭かないようにしてください。 (注 3)黄銅硫化イブシ仕上の清掃について ● 中性洗剤による清掃の前にちりやほこりを取る要領で、汚れた部分のまわりを清掃してください。 (注 4)操作表示器具の清掃について ● 操作表示器具（かご操作盤/乗場インジケーター/乗場ボタンなど）およびその周辺を水拭きする場合は、固く絞ってボタンなどの隙間から内部に水滴が入らないようにしてください。
クレヨンやペンキなど中性洗剤で落ちない汚れ	● 工業用ホワイトガソリンで汚れを落とし、中性洗剤で軽く拭き取ってから水拭きして、さらに乾拭きをしてください。火気には十分ご注意ください。 (注)工業用ホワイトガソリンの代りにシンナーや自動車などの燃料に使うガソリンなどは絶対に用いないでください。塗装面がはがれるおそれがあります。
鉛筆のいたずら書き	● 消しゴムで消してください。

汚れの状態	手入れ方法
塗装面の頑固な汚れ	● 市販の自動車用ワックス（注）をご使用ください。ワックスは、汚れた箇所にできるだけ薄く塗布し、乾かないうちに広く拭き広げる要領で軽くこすってください。このあと水拭きしてから丁寧に乾拭きをしてください。ワックスはあまり頻繁に使用すると、塗装面に悪影響があります。 （注）プラスチック、レザー、ビニル製品などの保護、つや出しと明記してあるもので、シリコンが含まれているつや出し剤、汚れ取り剤、滑り促進剤を推奨します。
その他の頑固な汚れ （塩ビフィルム貼り仕上の部分）	● クレンザーの様な細かい良質な磨き粉で軽く磨いてください。このあと水拭きしてから丁寧に乾拭きしてください。強く磨くと艶がなくなるので注意してください。
引越しなどで塗装面に養生テープを貼る場合	● 養生テープの粘着剤に含まれる可塑剤（DOP：フタル酸エステル系）などに塗料が反応、付着結合し、塗装がはがれるおそれがあるため、極力使用しないでください。やむを得ず使用する場合は養生期間に応じて以下の製品を使用してください。 1 ヶ月以内：3M ジャパン マスキングテープ No.214-3MNE 相当品
雨などで濡れた場合	● 雨などで濡れた際には、放置せず乾いた布などですべて拭き取り丁寧に乾拭きをしてください。 （注）濡れたまま放置しないでください。仕上げの種類にかかわらず、さびの発生や故障のおそれがあります。



硫化イブシ仕上げの面にはモルタル、大理石用洗剤を付着させたり、粘着テープなどを貼り付けたりしないでください。変色の原因となります。

3-1-2-2 操作表示器具（かご操作盤/乗場インジケーター/乗場ボタンなど）のプラスチック部分の手入れ

- ボタンや表示板の清掃は、柔らかい水を湿らせた布をよく絞ってから拭いてください。
- 汚れのひどいときは中性洗剤を 3%ほどに薄めて、柔らかい布に浸し、よく絞ってから拭き取ってください。

注意



- ボタンの周囲にほこりが付着していると誤動作・故障の原因となりますので、必ず 2 日に一回は清掃を実施してください。
- インジケーターや押ボタンの内部に水や中性洗剤が染み込まないように注意してください。



故障・変色のおそれがありますので、酸性洗剤、アルカリ性洗剤（漂白剤など）、有機溶剤（シンナー、ワックスなど）、除菌剤（アルコールや次亜塩素酸ナトリウムなど）、研磨材などは使用しないでください。

3-1-2-3 抗ウイルス・抗菌コーティング面、抗ウイルス・抗菌シート（ボタン/タッチパネル/点字名板/手すり表面）の手入れ

- 清掃は柔らかい水を湿らせた布をよく絞ってから拭いてください。

注意



- 破損・変色のおそれがありますので、清掃は必ず水拭きで実施してください。
- 汚れのひどいときだけ中性洗剤を 3%ほどに薄めて、柔らかい布に浸し、よく絞ってから拭き取ってください。



- 破損のおそれがありますので、表面を強くこすらないでください。
- 故障・変色のおそれがありますので、酸性洗剤、アルカリ性洗剤（漂白剤など）、有機溶剤（シンナー、ワックスなど）、除菌剤（アルコールや次亜塩素酸ナトリウムなど）、研磨材などは使用しないでください。

3-1-2-4 床タイルの手入れ

- ちりやほこりは毎日掃き取ってください。
- 泥はよくしぼったモップかぞうきんで拭き取ってください。
- 汚れのひどい時には、中性洗剤をぞうきんに浸し拭いてください。
- 週 1～2 回 水性ワックスをモップかぞうきんで薄く塗り、乾いてから布かポリッシャーで磨いてください。

3-1-2-5 敷居の手入れ



注意



故障の原因となりますので、乗場とかこの敷居溝は常にきれいにしておいてください。



事故・故障の原因となりますので、溝の清掃はエレベーターを休止させた状態で行ってください。

敷居の溝にゴミ・泥などがたまると、ドアの開閉動作がスムーズに行われなくなり、運行に支障をきたしたり、故障の原因になります。

3-1-2-6 溶剤・洗剤を使用する場合の注意



注意



故障・変色の原因になりますので、溶剤・洗剤を使用した清掃後は直ちに拭き取り、さらに水拭きして確実に溶剤および洗剤を拭き取ってください。

3-1-2-7 プレミアムウォール（オプション）の手入れ

- ちりやほこりは掃除機で吸い取ってください。
- プレミアムウォール全面の水洗いはしないでください。
- シミなどやむをえない場合以外はなるべくシミ取り剤・洗剤などを使わないようにしてください。

見た目はきれいになっても、将来その箇所に汚れがつきやすくなる場合があります。

シミ取りした箇所が再汚染しないよう、シミ取り後は十分に水・ベンジン・アルコールなどの揮発性のもので拭き取ってください。

- パイル（地糸）がほつれた場合、ほつれ伝線を防ぐためにもハサミでカットしてください。

3-1-2-8 プレミアムフロア（オプション）の手入れ

- プレミアムフロアを床タイルに敷く前に、床タイルのちりやほこりを掃き取ってください。
- 泥はよくしぼったモップかぞうきんで拭き取ってください。
- 汚れのひどい時には、中性洗剤をぞうきんに浸し拭いてください。
- プレミアムフロア裏面のすべり止めテープ部に直接水をかけないでください。

3-1-2-9 抗菌木質手すり（オプション）の手入れ

- 清掃は柔らかい水を湿らせた布をよく絞ってから拭いてください。



注意



ひび割れ・変色のおそれがありますので、手すりの木質部に直接水をかけないでください。

3-1-2-10 手すり（オプション）のプラスチック部分（ブラケットカバー／キャップ）の手入れ

- 清掃は柔らかい水を湿らせた布をよく絞ってから拭いてください。

注意



汚れのひどいときは中性洗剤を 3%ほどに薄めて、柔らかい布に浸し、よく絞ってから拭き取ってください。



変色・めっき剥がれのおそれがありますので、酸性洗剤、アルカリ性洗剤（漂白剤など）、有機溶剤（シンナー、ワックスなど）、除菌剤（アルコールや次亜塩素酸ナトリウムなど）、研磨材などは使用しないでください。

3-1-3 エレベーターの動力電源を 1 週間以上または、定期的に遮断する場合

動力電源を遮断する場合は、専門技術者に連絡してください。（動力電源を 1 週間以上遮断するとバッテリーが過放電状態となり、充電できなくなるか、使用できなくなるおそれがあります。また、定期的に電源を遮断する場合もその間隔、頻度および期間によっては、バッテリーが充電不足になるおそれがあります。）なお、バッテリーの異常検出表示については、「6-3 各部の名称と働き」の位置表示灯の欄を参照してください。

注意



バッテリーの寿命を縮めるおそれがありますので、エレベーターの動力電源を 1 週間以上、または定期的に遮断しないでください。

3-1-4 バッテリーの交換についての注意

バッテリーは、エレベーターの非常時にかご内より外部へ連絡するインターホンや、停電灯などの電源に使用される重要なものです。また、バッテリーには下記の危険があることを承知おきいただき、確実に点検・交換してください。

危険



破裂・発火・発煙のおそれがありますので、寿命を過ぎたバッテリーは使用しないでください。

また内容物が劇物につき皮膚や目に付着すると、火傷や失明につながるおそれがあります。



バッテリーは定期的に交換してください。

バッテリーの交換は必ず専門技術者に依頼ください。

3-2 利用者へのエレベーター使用方法の説明

利用者の方へエレベーターの使用方を説明してください。特に正しくご利用いただくための諸注意については、同梱の注意喚起ステッカー（「5-4 注意喚起ステッカー」参照）に記載してありますので、利用者の目につく位置に貼り付けてください。

巻末の「昇降機の適切な維持管理に関する指針」第一章第4第1項および第二章第4第1項を参照してください。

3-3 長期保全計画の作成と運行管理

エレベーターを長年にわたってお使いいただくために、長期保全計画を作成し、維持管理を行ってください。長期保全計画を作成する際は、取扱説明書（保守・点検編）の保守・点検内容や部品の使用期間を参考に計画を作成してください。

また、作成した長期保全計画は、使用状況や保守・点検状況に応じて見直してください。なお、保守・点検の報告書などの長期保全計画に関連する記録は大切に保管し、所有者等の方または運行管理者の方が変更になる場合は確実に引継ぎを行ってください。

3-4 その他の注意事項

- トランクつきの場合、トランクは担架などを乗せる場合のみに使用し、平時は施錠し使用できないようにしてください。またトランクキーは、責任者および保管場所を定め確実に保管をお願いいたします。
- 緊急事態の発生に備え、保守会社の連絡先・エレベーター管理番号・非常連絡先などを記載したステッカーを、かご室内の良く見える場所に貼り付けてください。
- 運行管理者の方は各種のキー、取扱説明書、保守契約書、確認申請書、定期点検報告書および、その他関連資料の保管場所を定めて大切に保管ください。
- 保守履歴については「2-4-3 保守履歴の保管・継承」を参照の上、確実に保管・継承してください。

3-5 推奨保守会社

エレベーターの性能維持には、保守・点検が必要です。専門技術者による保守・点検を実施してください。当社との保守契約を結ばれますようおすすめします。

■4. 所有者等の方または運行管理者の方の義務

法律上の義務は以下のとおりです。

4-1 法定定期検査

- 法定定期検査（以下定期検査）の実施

所有者等（または管理者）は、常に建築基準法の規定に適合した状態を保つように、年一回検査資格者による定期検査を受けることが義務づけられています（検査内容は下記に基づく）。なお、定期検査の検査済証は、かご室内に掲示してください。

＜定期検査内容＞

- 平成 20 年国土交通省告示第 283 号（改正内容含む）
- 定期検査業務基準書（最新版を用いること）
- 日本産業規格 JIS A 4302「昇降機の検査標準」

（注）定期検査は当社推奨保守会社へ委託されることをおすすめします。「3-5 推奨保守会社」を参照してください。

4-2 報告義務

- 定期検査の報告

所有者等（または管理者）は、「4-1 法定定期検査」に記載の定期検査を受け、その検査結果を所轄特定行政庁に報告することが義務づけられています。

- 人身事故発生の報告

所有者等（または管理者）は、人身事故の発生について、特定行政庁、地方公共団体の定めにより報告する必要がある場合がありますので、必ずご確認ください。

4-3 エレベーター管理に関する諸届

- 変更届

所有者等（または管理者）は、昇降機の大規模な改造を行う場合や、所有者、建物名が変更になった場合は、所轄行政庁に変更届を出すことが義務づけられています。

- 休止届

所有者等（または管理者）は、長期にわたりエレベーターを休止する場合は、所轄行政庁に休止届を出すことが義務づけられています。

- 廃止届

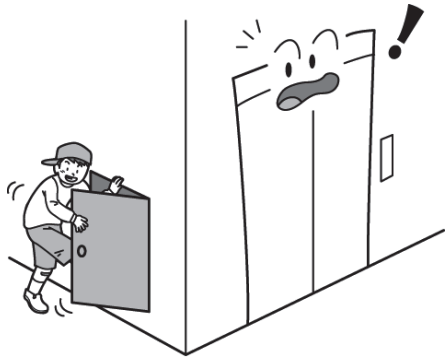
所有者等（または管理者）は、昇降機を撤去（廃棄）する場合は、所轄行政庁に廃止届を出すことが義務づけられています。

※上記のほか、労働安全衛生法や地方自治団体の定める事項もありますので、それに従ってください。

■5. 安全のために必ずお守りいただきたいこと

5-1 運行管理者の方にお守りいただきたいこと

エレベーターを安全に正しくご利用いただくために、運行管理者の方は次の内容をよく理解して、安全に運行管理くださるようお願いいたします。

 危険	
 事故・転落のおそれがありますので、昇降路内に通ずる扉（ピット点検口、非常救出口、出入口が2つある場合の最下階点検口）には必ず鍵をかけておいてください。 ● 昇降路内に転落する可能性が高く、非常に危険です。 ● 扉に挟まれるおそれがあり非常に危険です。 ● 扉を開けると運転中のエレベーターは急停止し、利用者が閉じ込めとなるおそれがあります。よって、万一、扉を開ける必要が生じた場合はあらかじめエレベーターを休止させてから開けるようにしてください。	
 事故・故障の原因となりますので、手動運転は、所有者等の方、運行管理者や一般利用者は絶対に使用しないでください。 この運転は専門技術者が保守・点検を目的に行うもので、エレベーターを低速で運転しながら、昇降路内の任意の位置で停止させたいときに使用する運転です。専門技術者以外はこの運転を使用しないでください。	
 事故・転落のおそれがありますので、乗場戸錠外し鍵は、所有者等の方、運行管理者や一般利用者は絶対に使用しないでください。 この機材は専門技術者が保守・点検を目的に使用するものです。専門技術者以外はこの機材を使用しないでください。	

<運行管理者の方にお守りいただきたいこと>

 警告	
 事故・故障の原因となりますので、必ず日常管理を実施してください。 「3-1 日常管理」に記載の内容を確実に実施してください。	
 事故・閉じ込めのおそれがありますので、煙感知装置を点検する場合は、あらかじめエレベーターを休止させてから実施してください。 ● 煙感知装置の点検口を開けると、運転中のエレベーターは急停止する場合があります。よって、エレベーターを利用中の場合は閉じ込めとなるおそれがあります。 ● エレベーターが停止しないタイプ（点検口の開閉に連動するスイッチがない場合）は、以降の点検時にエレベーターを停止させる必要はありません。エレベーターが停止するタイプか停止しないタイプかの区別は、専門技術者に確認してください。	

警告



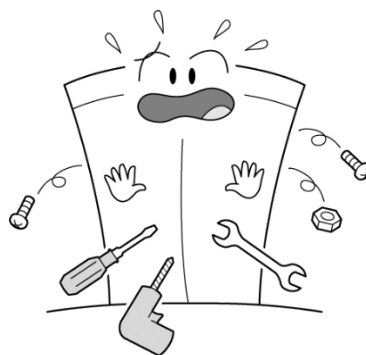
事故・故障の原因となりますので、法定定期検査と定期保守・点検を受けてください。

- 検査・点検を受けないと、異常が早期に発見できず、事故・故障の原因となります。
- 法定定期検査と定期保守・点検については、保守会社にご相談ください。法定定期検査を行うには国家資格（昇降機検査資格）が必要です。
- 法定定期検査は年に 1 回受ける必要があります。



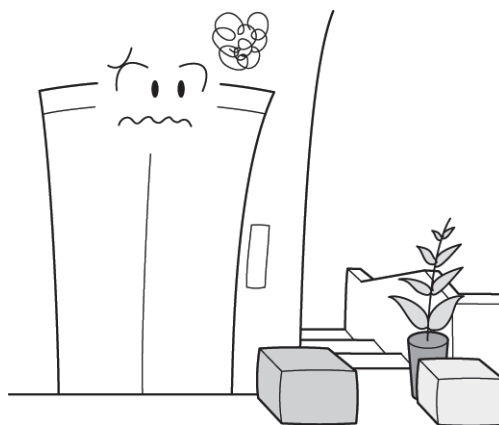
感電や傷害のおそれ、故障の原因となることがありますので、修理・改造・分解をしないでください。

- 通電部や可動部に触れると、感電したり傷害を負う可能性があります。
- また故障の原因となります。
- 故障のときは、直ちに使用を取り止め、保守会社にご連絡ください。



緊急時の対応ができないおそれがありますので、階段から最上階への立ち入りがスムーズにできるようにしておいてください。

- 閉じ込め救出や故障対応などの妨げになります。
- 閉じ込め救出などの緊急時には、普段使用していない乗場（非常救出階またはサービス切放し階など）から救出することがあります。常に使用できる状態にしてください。
- 施錠や障害物などにより最上階の乗場に行くことができないケースがあります。このような場合、復旧に長い時間を要したり、状況によっては復旧できない可能性があります。



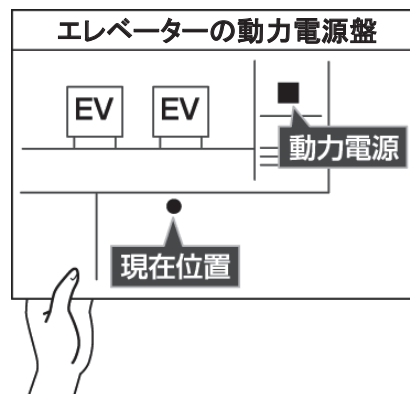
警告



緊急時の対応ができないおそれがありますので、電源盤の設置位置を明確にしておいてください。

- 緊急時にエレベーター用の動力電源を遮断する必要が発生する可能性があります。緊急時でも容易に電源盤設置場所へ行くことができるようにしておいてください。
- エレベーターの電源盤を容易に判別できるように表示してください。
- エレベーター用の電源盤は不用意に遮断することのないようご注意ください。遮断すると、自動的に MELD 運転に移行します。

※MELD 運転については「7-2 停電時自動着床装置（MELD、大容量 MELD）」を参照してください。



緊急時の対応ができないおそれがありますので、エレベーターの運行中はかご内インターホンの呼び出しに常時応答できるようにしてください。

- 閉じ込め発生時、呼び出しに応答しないで救出が遅れると、利用者が脱水症状を起こすなど危険な状態となるおそれがあります。
- インターホンの受話器が外れていると、エレベーターのインターホンボタンを押してもブザーが鳴動せず閉じ込めを察知できないおそれがありますので、受話器が所定の位置にあるか確認してください。



警告



事故・故障の原因となりますので、閉じ込めが発生した場合は、利用者に静かに待つように指導ください。

- 閉じ込められた利用者がパニックになる可能性があるので、インターホンで静かにお待ちいただくように指導ください。
- 利用者が自力脱出しようとしてかご室に無理な力を加えると、専門技術者による救出が困難になる可能性があります。

※なお、かご内は換気隙間により停電時でも酸素不足になることはありません。



※このイラストは当社と保守契約を結ばれた場合のサービスイメージを示します。



事故・故障の原因となりますので、利用者への注意喚起を徹底してください。注意喚起ステッカーを利用者の目に付くところに貼り付けてください。

- 運行管理者は利用者にエレベーターの利用方法について指導してください。添付のステッカーを貼り付け、利用者へ注意喚起をお願いします。
- ステッカーに汚れや落書きなどが無いことを確認してください。

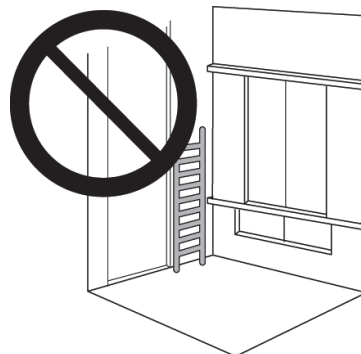
※「5-4 注意喚起ステッカー」を参照してください。

※巻末の「昇降機の適切な維持管理に関する指針」第一章第4第1項および第二章第4第1項を参照してください。



事故・故障の原因となりますので、昇降路には入らないでください。

- 転落のおそれがあり大変に危険です。
- ピットに物を落とした場合は、保守会社に連絡ください。
乗場戸錠外し鍵は、専門技術者以外は使用しないでください。



事故・故障の原因となりますので、かご内装の変更により質量が変わる場合は、必ず当社にお問い合わせ願います。

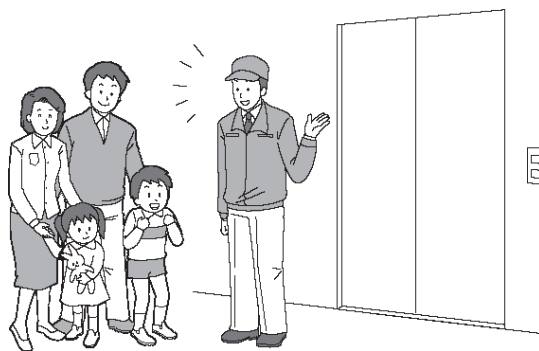
- 本エレベーターは、当社より納入した状態でのかご内装質量にて各種機器の設定を行っております。規定の質量を超えますと、ブレーキ性能や非常止め能力を超え、安全上の問題が発生する可能性があります。

警告



緊急時の対応ができないおそれがありますので、新規の入居者にはエレベーターの使い方について繰り返し説明ください。特に非常時のインターホンの使い方については確実にご理解いただくまで説明をお願いします。

- 緊急時に利用者がインターホンの使い方が分からないと、救出などの緊急対応に支障をきたすおそれがあります。



事故・故障の原因となりますので、昇降路やエレベーターへの液体飛散を行わないでください。

- 昇降路内の機器にゴミが混入したり、水がかかると故障の原因になります。
- ピット内に水が溜まると冠水を検出して運転が停止される場合があります。
- 機器に水がかかった場合は直ちに使用を中止し、速やかに専門技術者による点検を受けてください。



注意



閉じ込め事故や、エレベーターが故障するおそれがありますので、エレベーターで荷物を運ぶ方がいる場合はその運搬に立会い、正しく荷物を扱うように指導してください。



引越などで、荷物の運搬をする場合はあらかじめ荷物を取り扱う方へ以下の事柄について説明してください。

- 故障や誤動作のおそれがありますので、長尺物を運搬する場合に天井や壁などと接触しないようにしてください。
- 故障や誤動作のおそれがありますので、エレベーターのドアやかご室および操作盤と運搬物が接触しないようにしてください。
- かご床の損傷や安全装置が作動するおそれがありますので、利用者を含むエレベーターへ積載できる合計質量は、かご操作盤の名板（「6-3 各部の名称と働き」を参照）に記載されている「積載」質量を上限としてください。
- かご床の損傷や安全装置が作動するおそれがありますので、エレベーターへ一度に重い荷物を積み込まないでください。一度にエレベーターへ積載する荷物は 250kg 以下とし、複数回に分けて搬入出してください。台車などを使用する場合は荷物を含む台車一台の質量を 250kg 以下で搬入出してください。
- かご床の損傷や安全装置が作動するおそれがありますので、用途が寝台用で「配膳車対応仕様」付の場合、積載する配膳車は一台のみとし、荷物を含む配膳車一台の質量を積載量 750kg の場合は 675kg 以下、積載量 1000kg の場合は 800kg 以下としてください。
- かご床の損傷や安全装置が作動するおそれがありますので、エレベーターへの荷物の積載は、部分的に片寄らないようにしてください。床に広く分散して積載してください。
- かご床が変形したり損傷するおそれがありますので、ピアノなどの重量物を積載する際にかご床に集中荷重をかけないでください。かご床との接触面積が小さい場合には、合板などをかご床に敷き荷重を分散させてください。
- かご床の損傷や安全装置が作動するおそれがありますので、積載時にはかご床に衝撃を与えないでください。かご中央に静かに積載してください。
- ドアの損傷や安全装置が作動するおそれがありますので、ドアの隙間にダンボールやタオルなどの物をはさまないでください。

※「配膳車対応仕様」以外の場合の注意事項は、「5-2 運行管理者の方より一般利用者にご指導いただきたいこと」にイラストつきで詳細の記載をしていますのでご確認ください。

※「5-3-2 エレベーターで荷物を運ぶ場合の注意喚起シート」は、「配膳車対応仕様」以外の場合の注意事項をまとめたものですので、ご活用願います。

⚠ 注意



事故・故障の原因となりますので、かご操作盤の開戸は必ず閉め、鍵をかけておいてください。

- 利用者が不用意に操作すると閉じ込めや、思わぬ事故につながるおそれがあります。また、いたずらにより機器が故障・破損するおそれがあります。



事故・故障の原因となりますので、台風を含め、エレベーターに強風が当たる時は、直ちに運転を取りやめ、エレベーターを休止させてください。

- エレベーターに強風が当たり、円滑な運行を妨げつづけると、閉じ込めをはじめとする不意の事故や故障の原因となります。
- エレベーターを休止後、速やかに専門技術者による点検を受けてください。



故障の原因となりますので、昇降路の温度は常に 40℃以下に保ってください。

- 環境変化など予期せぬ要因により昇降路の温度が 40℃を著しく超えると、安全確保のため、エレベーターは自動的に最寄り階に停止し、休止状態となる場合があります。
- エレベーターを休止後、速やかに専門技術者による点検を受けてください。



事故・故障の原因となりますので、昇降路の相対湿度は、月平均 90%以下、日平均 95%以下を保ち、結露を発生させないでください。



事故・故障の原因となりますので、昇降路内機器に結露が発生した時は、直ちに運転を取りやめ、エレベーターを休止させてください。

- 昇降路内機器に結露が発生すると、閉じ込めをはじめとする不意の事故や故障の原因となります。
- エレベーターを休止後、速やかに保守会社に連絡してください。



事故・故障の原因となりますので、天井照明のカバーを外さないでください。

- 不意の照明カバーの落下や、バランスを崩して転倒するなどけがをする原因となります。
- カバーの破損の原因となります。



5-2 運行管理者の方より一般利用者にご指導いただきたいこと

次の項目は運行管理者の方より一般利用者の方に対して、確実に指導・徹底いただきたい内容です。

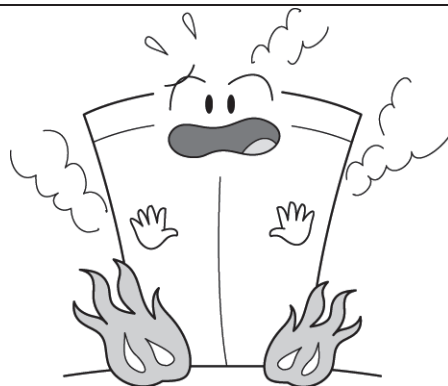
＜運行管理者の方より一般利用者にご指導いただきたいこと＞

⚠ 危険



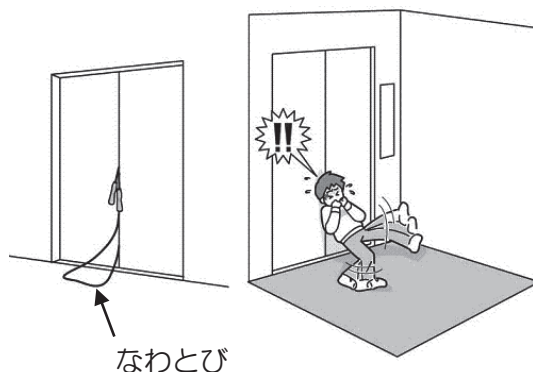
状況により予測できない事故の起こるおそれがありますので、地震、火災のときはエレベーターを使用しないでください。

- 利用者がパニックになるおそれがあります。
- 停電や機器の故障で閉じ込められ、二次災害のおそれがあります。
- 地震・火災時にはエレベーターは使用できなくなる場合があります。



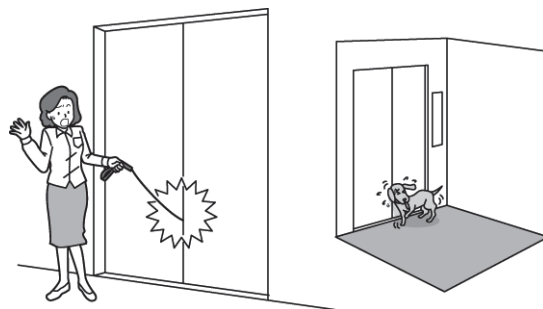
事故・故障・破損の原因となりますので、ドアにひもやチェーンを挟まないようにしてください。

- 縄跳びに代表される“ひも”がドアに挟まれたままエレベーターが動くと、利用者が重大な事故にあうおそれがあります。



事故・故障・破損の原因となりますので、ペットと同乗する場合は、ドアにひもを挟まないようにしてください。

- ペットと飼い主がかごと乗場に分かれたままドアが閉まり、エレベーターが動くと、飼い主がペットにつないでいるひもに引かれて重傷を負うおそれがあります。
- ペットの首が絞まり死傷するおそれがあります。



ペットを乗せる時は、ひもをドアに挟まないよう、カゴに入れるか腕に抱えるようお願いいたします。

⚠ 危険



事故・故障・破損の原因となりますので、かご内に入り込んだ際に、万一、衣服やひも状のもの（ハンドバッグなど）をドアにはさんだときは、すぐに戸開ボタンを押し、取り除いてください。

- そのままエレベーターが動くと、傷害を負うおそれがあります。
- エレベーターが故障するおそれがあります。



事故・故障の原因となりますので、ドアをむりやり開けないでください。

- 昇降路に転落すると、重大な事故にあうおそれがあります。
- ドアが開く際に手を引き込まれ、傷害を負うおそれがあります。



事故・故障の原因となりますので、手動運転は、所有者等の方、運行管理者や一般利用者は絶対に使用しないでください。

※この運転は、専門技術者が保守・点検を目的に行うもので、エレベーターを低速で運転しながら、昇降路内の任意の位置で停止させたいときに使用する運転です。この運転は専門技術者以外が使用しないでください。



事故・転落のおそれがありますので、乗場戸錠外し鍵は、所有者等の方、運行管理者や一般利用者は絶対に使用しないでください。

※この機材は、専門技術者が保守・点検を目的に使用するものです。専門技術者以外はこの機材を使用しないでください。

⚠ 警告



事故・故障の原因となりますので、かごと乗場の間での段差の発生有無について、必ず足元を確認して乗り降りしてください。

- つまずいて転倒するおそれがあります。
- 後ろ向きのまま乗り降りしないでください。



⚠ 警告



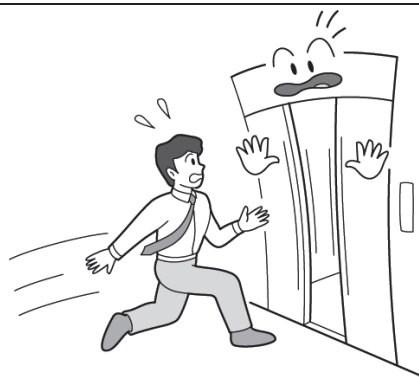
事故・故障の原因となりますので、エレベーターの利用時にはドアから離れるようにしてください。特に手を触れたままドアが開くと危険です。

- ドアが開く際に手を引き込まれ、けがをするおそれがあります。
- ドアに寄りかかっていると、戸開時に転倒し、怪我をするおそれがあります。



事故・故障の原因となりますので、エレベーターに走って乗り込まないでください。

- ドアに衝突し、傷害を負うおそれがあります。
- 他のエレベーター利用者と衝突するおそれがあります。

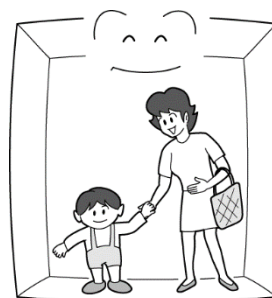


重大な事故となるおそれがありますので、エレベーターに閉じ込められるなどの非常時には、速やかにインターホンボタンを押しつづけて外部と連絡してください。



思わぬ事故が起きるおそれがありますので、幼児・年少者には必ず保護者が付き添ってください。

- 幼児・年少者のみで利用すると、適切に操作できない可能性があり、思わぬ事故が起きるおそれがあります。
- 保護者が付き添うように指導してください。



警告



思わぬ事故が起きるおそれがありますので、車いす利用者・身体障がい者には、介添者が付き添ってください。

- 車いす利用者や身体障がい者の方で、適切に操作できない場合は、思わぬ事故が起きるおそれがあります。
- 周囲の人々が車いす利用者・身体障がい者の方を優先的にエレベーターを利用するように指導してください。
- 電動車いすの場合は最低の速度で乗降してください。
- 車いすはかご内では、動かないようにブレーキをかけてください。
- 車いすの乗降時は介添者も含め、特にかごと乗場の段差に注意してください。

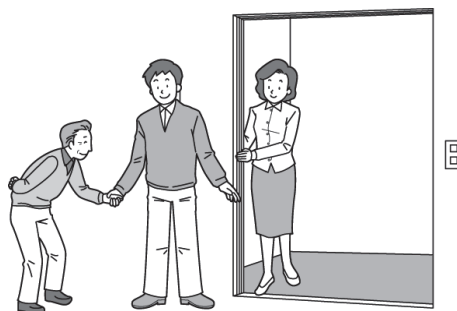


※ 車いすがかご内で回転できない場合など、後ろ向きのまま乗降する場合は、特に後方やかごと乗場の段差に注意してください。



思わぬ事故が起きるおそれがありますので、高齢者には、可能な限り介添者が付き添ってください。

- 高齢者だけで利用すると、適切に操作できない可能性があり、思わぬ事故が起きるおそれがあります。
- 周囲の人々が手助けをするように指導してください。



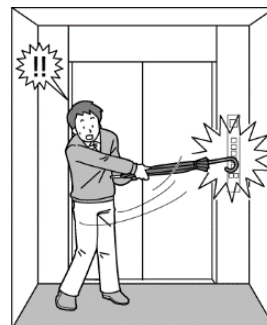
思わぬ事故が起きるおそれがありますので、かごや乗場を幼児や子供の遊び場にしなideてください。

- かご内でジャンプしたり、衝撃を与えたり、暴れたり、かごをゆすったりすると、安全装置が作動し、閉じ込めのほか思わぬ事故が起きるおそれがあります。



事故・故障の原因となりますので、エレベーターを蹴飛ばしたり、たたいたり物をぶついたりしないでください。

- 衝撃により安全装置が働いて、閉じ込められるおそれがあります。
- エレベーターが損傷する可能性があります。



⚠ 注意



事故・故障の原因となりますので、大雨などで水がかかったときは、エレベーターを使用しないでください。

- 機器の故障で閉じ込められ、二次災害のおそれがあります。



事故・故障の原因となりますので、ドアや照明のすき間、ファンの穴などから、指や細い物を突っ込まないでください。

- けがをしたり、感電したりするおそれがあります。
- エレベーターが破損したり、故障するおそれがあります。



事故・故障の原因となりますので、かごには積載量を超えて乗り込んだり、積載量を超える荷物を積み込まないでください。

- かごがすべり落ち、事故になる可能性があります。
- 積載量は、かご操作盤の名板に表示してあるので、必ず確認してください。



事故・故障の原因となりますので、エレベーターのドアやかご室および操作盤に運搬物をぶつけないでください。

- 運搬物をエレベーターのドアやかご室、操作盤などにぶつけると閉じ込めの原因になるなどの故障やエレベーターを損傷するおそれがあります。



事故の原因となりますので、エレベーターの壁と手すりの隙間、あるいは手すり同士の間などに頭、うで、手のひら、ひじなど人体の一部を挟みこまないでください。

- 年少者が一人で利用する可能性のあるエレベーターでは、このような遊びをさせないようにくれぐれも指導してください。



⚠ 注意



事故・故障の原因となりますので、戸閉ボタンを押す場合は、かごへの乗降が完了したことを確認してからにしてください。

- 乗降中に戸閉ボタンを押すと、利用者がドアに挟まりけがをするおそれがあります。乗り降りが完了してから戸閉ボタンを押すように指導ください。



事故・故障の原因となりますので、閉まり始めたドアを無理に開けないでください。

- セーフティシューを押さずに無理にドアを開けようすると、手などを挟まれるおそれがあります。
- エレベーターが破損し、使用できなくなるおそれがあります。



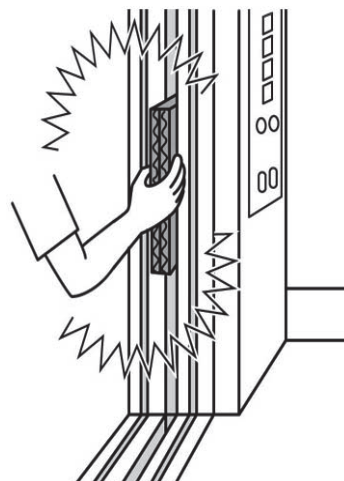
火災や事故の原因となりますので、かご内でたばこを吸わないでください。

- かごと乗場の隙間より吸殻が落ちた場合は、火災の原因になる可能性があります。
- かご室内でタバコを吸うと同乗者に火傷を負わせる可能性があります。
- タバコの高温部により、かご内の装飾が熱変形したり変色する可能性があります。



機器の変形や破損するおそれがありますので、ドアの隙間に物をはさまないでください。

- ダンボールやタオルなどをドアの隙間にはさむと機器の変形やエレベーターが破損するおそれがあります。また、梱包に使用したひもがエレベーター付近に残されていると、ドア装置に絡みつくなどして機器の変形や破損の原因となる場合があります。これらが原因で利用者の閉じ込め事故が起きるおそれがあります。
- ドアを一定時間あける必要がある場合は、ドアが閉まらないように戸開ボタンを押す方と、荷物の出し入れをする方の2人で作業してください。



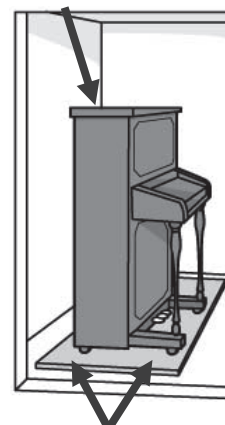
⚠ 注意



機器の変形や破損するおそれがありますので、かご内への荷物の積載は、部分的に片寄らないように均等に積載してください。

- ピアノなどの重量物を運搬する場合は集中荷重に注意してください。
- 閉じ込めの原因となる故障やエレベーターを損傷するおそれがあります。
- ピアノなどの重量物を積載する際、かご床との接触面積が小さい場合には、かご床に集中荷重がかかり、かご床が変形したり損傷するおそれがありますので、合板などをかご床に敷き荷重を分散させてください。積載時にはかご床に衝撃を与えないよう静かに積載してください。

片寄った積載にならないよう乗せる



集中荷重に注意



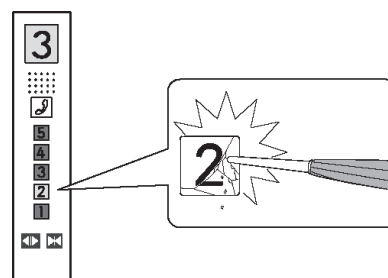
機器の変形や破損するおそれがありますので、長尺物を運搬する場合は細心の注意を払って実施してください。

- 長尺物を運搬する場合に天井照明にぶつけ、破損・カバー落下などの事故が起こりやすいので特に注意してください。



機器の変形や破損するおそれがありますので、ボタンを硬いものや鋭利なもので押さないでください。また、ボタンに衝撃を加えないでください。

- 閉じ込められるおそれがあります。
- ボタンが破損し、エレベーターが使用できなくなります。



事故・故障の原因となりますので、エレベーターを利用しない場合は、かご室に入らないようにしてください。また目的の階に到着したら、なるべく早くかご室から出るようにしてください。

- エレベーターの設定によっては、ご利用の多い階（1 階、玄関階、ロビー階など）に自動で戻るように設定されている場合があります。利用者がエレベーターを操作することなくかご室に残っている場合にこの動作を開始すると、利用者にとっては不意にエレベーターが動き出したかのように感じ、恐怖感を覚える場合がありますので、エレベーターの利用後はなるべく早くかご室から出るようにしてください。また、利用しないエレベーターには乗り込まないでください。



機器の変形や破損するおそれがありますので、一度に重い荷物を積み込まないでください。

- 荷物は 250kg 以下に分けてゆっくり搬入出してください。台車などを使用する場合は、台車を含む総重量を 250kg 以下でご利用ください。一度に重い荷物を積み込みますと、かご床の損傷や安全装置が動作する場合があります。

5-3 注意喚起シート

エレベーターを利用される方に、あらかじめご承知置きいただきたいことをまとめたシートです。これらのシートは、コピーするなどしてご利用ください。（シートは巻末を参照してください）



注意喚起シートを常時利用者の目に付くところに貼り付けください。

5-3-1 エレベーター利用者向け注意喚起シート

注意喚起シートは、エレベーターの使用期間中は常時、目に付くところに貼り出してください。本シートが汚れ、破れ、落書きなどで汚損し、読みにくい場合には、新しいものに貼り替えてください。

5-3-2 エレベーターで荷物を運ぶ場合の注意喚起シート

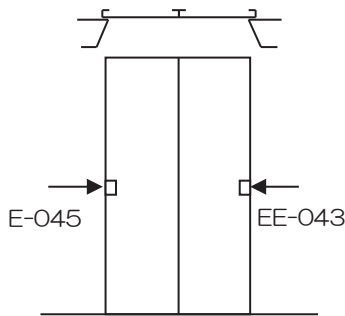
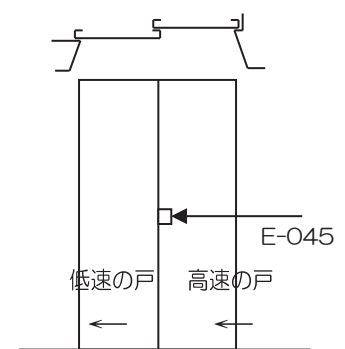
注意喚起シートは、エレベーターの使用期間中（特にエレベーターで荷物を運ぶ機会の多い時期、例えば新築時の荷搬入期、引越しシーズン）は、目に付くところに必ず貼り出してください。本シートが汚れ、破れ、落書きなどで汚損し、読みにくい場合には、新しいものに貼り替えてください。

5-4 注意喚起ステッカー

- 本書とともに以下の注意喚起ステッカーをお渡しいたします。
- 所有者等の方および運行管理者は、エレベーターの利用方法について利用者に指導することが「昇降機の適切な維持管理に関する指針」第一章第4第1項および第二章第4第1項に定められています。
(巻末を参照してください。)



注意喚起ステッカーを利用者の目に付くところに貼り付けください。

注意喚起ステッカー	引込まれ注意 左勝手 E-045(L.R)  一般社団法人日本エレベーター協会 E-045(L.R)	引込まれ注意 右勝手 E-043(R.R)  一般社団法人日本エレベーター協会 E-043(R.R)	貼り付け事例 2 枚戸中央引きの貼り付け例  2 枚/停止 推奨貼り付け高さは約 1300mm です。 ※窓つきの場合は貼り付け高さは約 1300mm の窓中央部とする。
意味	戸開時のドアと戸袋部分の引込まれに注意してください。		
注意喚起ステッカー	ひも挟み注意 E-032  一般社団法人日本エレベーター協会 E-032	過積載注意 E-033  一般社団法人日本エレベーター協会 E-033	2 枚戸片引きの貼り付け例  1 枚/停止 推奨貼り付け高さは約 1300mm です。 ※窓つきの場合は貼り付け高さは約 1300mm の窓中央部とする。
意味	ひもがドアに挟まったまま運転されると、ひもが乗場に残ったままの状態となり、かごでひもを持っている利用者や、つながれているペットが引っ張られ、思わぬ事故が発生するおそれがあります。 ドアが開いたまま動き、けがをすることがあります。		

※ これらのステッカーは一般社団法人 日本エレベーター協会の出版物です。

※ ステッカーの仕様、種類は、予告なく変更されることがあります。

■6. ご使用方法

6-1 運転方式

このエレベーターは、方向性乗合全自動方式〔セレクトブコレクティブ（略記号 2BC）〕といわれる全自動運転のエレベーターです。このエレベーターは次のような運転を行います。

- 1) 乗場には、昇り用ボタンと降り用ボタンがあります。
- 2) かごの中の操作盤には行先ボタンがあります。
- 3) 1) または 2) のボタンが押されると「呼び」が登録され、エレベーターは運転方向と同方向の「呼び」に順次応えていきます。
- 4) 昇り方向または降り方向のすべての呼びに応えたあと、反対方向の呼びがあるとエレベーターは運転方向を自動的に反転して、今までとは反対方向の呼びに応えて運転します。
- 5) すべての呼びに応えて、次に呼びがなければ、その階でドアを閉じて待機します。ご注文をいただいた時のご指定によっては、特定階（通常は 1 階）に戻って待機するようにしたものもあります。

<複数台連携運転の場合>

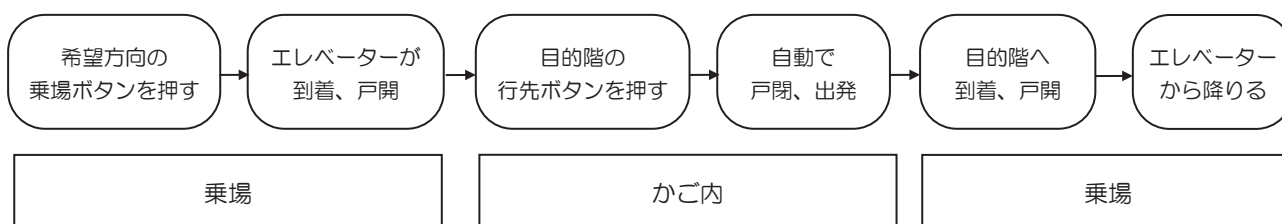
方向性乗合全自動方式（2BC）の他に、2～4 台の連携運転方式として、

- ・ 2 カー・セレクトブコレクティブ[2C-2BC]
- ・ 3 カー・Maisart 群管理（乗用、住宅用のみ）
- ・ 4 カー・Maisart 群管理（乗用のみ）

があります。この場合エレベーターは次のような運転を行います。

- 1) 乗場には、昇り用ボタンと降り用ボタンがあります。
- 2) かごの中の操作盤には行先ボタンがあります。
- 3) 乗場ボタンを押すと「乗場呼び」として登録され、最適なエレベーターに割り当てられます。
- 4) かごの行先ボタンを押すと「かご呼び」として登録され、エレベーターは「かご呼び」と割り当てられた「乗場呼び」に順次応えていきます。
※ホールランタンが設置されている場合は、エレベーターの到着前にホールランタンが点滅し、同時に到着チャイムが鳴動し、かごの到着をお知らせします。
- 5) 走行方向の前方に「かご呼び」も割り当てられた「乗場呼び」もなくなると、運転方向を自動的に反転して、今までとは反対方向の割り当てられた「乗場呼び」と新たな「かご呼び」に応えて運転します。
- 6) 「かご呼び」と割り当てられた「乗場呼び」にすべて応えたエレベーターは、建物全体にエレベーターが分散するように待機します。なお、付加仕様によっては待機階が変更されることがあります。

エレベーターをご利用になる時は、乗場ボタンとかご行先ボタンを押すだけでよく、その他はすべて自動で行われます。



＜病院専用運転の時には＞（寝台用エレベーターのみに適用されます）

専用運転に切り換えると、今まで登録されていた行先ボタンによる呼びはすべて取消され、新たに押された行先ボタンの階に直行するようになります。寝台用エレベーターの操作方法には、この他に 2 台が合理的に連携運転を行う寝台用 2 カー・セレクトブコレクティブ方式がありますが、いずれも前記の運転が基本になっています。

6-2 ご使用方法

- かごに乗って一定時間操作しないと、ドアが閉まります。またサービスカットなどの場合、戸開ボタン以外の操作ができなくなります。かごから降りたい場合は、戸開ボタンを押してください。

乗客	操作の方法	説明
乗場ボタンを押して待つ	乗場では 1) 行きたい方向の乗場ボタンを押してエレベーターの到着をお待ちください。 ↑ボタンは上に行きたいときに ↓ボタンは下に行きたいときに押してください。	● 乗場ボタンを押すと、ボタンは点灯します。 ● すでにボタンが点灯していれば、あらためて押す必要はありません。 ● エレベーターはインジケーター（ホールランタン方式の場合はホールランタン）の↑方向灯が点灯しているときは上へ、↓方向灯が点灯しているときは下へ行きます。
エレベーターに乗る	1) エレベーターが到着すると、ドアが開きます。インジケーター（ホールランタン方式の場合はホールランタン）で運転方向をたしかめてからお乗りください。 2) 乗降中にドアが閉じてきたときは、かごのドアの先端についているセーフティシューを軽く押さえれば、ドアは反転して開きます。 3) すでにドアが閉じかけているときには、運転方向と同じ方向の乗場ボタンを押してください。再びドアは開きます。	● 名板に記載されている積載量を超えて乗客が乗ると、乗り過ぎ防止装置が作動しアナウンスで乗り過ぎていることを知らせます。このとき、エレベーターは出発できませんので、アナウンスがやむまで降りて、次のエレベーターをご利用ください。 ● エレベーターのドアは、開ききってから数秒後に自動的に閉まりはじめます。乗り降りに手間どるときには、先に乗った人がかご操作盤の戸開ボタンを押してください。戸開ボタンを押している間はドアは開いています。 ● 乗場ボタンを約 25 秒以上押し続けた場合は、乗場ボタンを押していても、ドアは自動的に低速で閉まります。かご内の戸開ボタンを押している場合は、ドアが開いた状態が持続します。
行先ボタンを押す	エレベーターに乗られましたら 1) すぐにかご操作盤の行先ボタンを押してください。 2) お急ぎの場合は、戸開ボタンを押すと早く出発できます。 3) エレベーターが出発したら、かご内インジケーターにご注目ください。 4) 停止階数は点滅で知らせます。	● 行先ボタンを押すのが遅すぎると、方向を反転してしまう場合があります。 ● エレベーターは、乗場とかごの呼びに応えて停止して行きます。 ● かご内インジケーターの数字は、かごの現在位置を示しています。 ● 停止階の直前には階床文字が点滅して知らせます。 (注) 乗車人数が少ない場合に、かご呼びを 5 個以上登録すると、いたずら呼びと判定してすべての呼びをキャンセルします。利用階のみの正しい呼び操作をお願いします。
エレベーターから降りる	1) 目的階に到着してドアが開いたら、足元に注意して降りてください。	

6-3 各部の名称と働き

図は一般的な例を示しており、仕様により形状、材質は異なります。

器具名称	機能
方向灯	↑が点灯しているときは、昇り運転であることを示し、 ↓が点灯しているときは、降り運転であることを示します。
位置表示灯	現在のかごの位置を表示します。 ¹⁾
名板	用途・積載・定員を示します。
インターホン 通話口	外部通話用のインターホンがあります。
インターホン ボタン	非常のときに押し続けてください。外部へ連絡できます。
行先ボタン	行きたい階のボタンを押してください。 登録されるとボタンは点灯します。
戸閉ボタン	ドアが開いて停止中に押すとただちにドアが閉まり始めます。 ²⁾
戸開ボタン	ドアが閉じつつあるときに押すとドアは反転して開きます。 また押し続けていればドアは開いたままとなります。 エレベーターが停止しドアが閉まっている時に押すと、ドアが開きます。 ²⁾
キーホール	かご操作盤の開戸キー（以降「キー」と記載）をさし込み、左にまわすと開戸が開きます。
開戸	開戸内のスイッチの配置は、「6-4 かご操作盤の開戸内スイッチ配置」を参照してください。
位置表示灯	現在のかごの位置を表示します。

注¹⁾ 位置表示灯バッテリー異常検出表示

バッテリー異常を検出すると位置表示灯に「・」→「L」→「B」→「T」→「・」と繰り返し表示されます。表示されたら速やかにバッテリーの点検・交換を専門技術者に依頼してください。

なお、バッテリーの異常検出機能はあくまでも補助的な機能であり、バッテリーの劣化を早期に発見するためにも、専門技術者による定期的な点検を実施してください。

注²⁾ かご内にドアが二方向に設置されている場合、かご操作盤は各ドアの近傍に少なくとも1つ設けられています。

ドアが開いている側のかご操作盤の戸閉ボタン、または車いす専用操作盤(「7-7-9 車いす専用操作盤と専用乗場ボタン」参照)の戸閉ボタンを押すとただちにドアが閉まり始めます。

戸開ボタンを押すと、同一階に乗場が1つの場合は乗場がある方のドアが、同一階に乗場が2つある場合は、押した戸開ボタンに近い方のドアが開きます。

方向灯

位置表示灯

昇り用ボタン

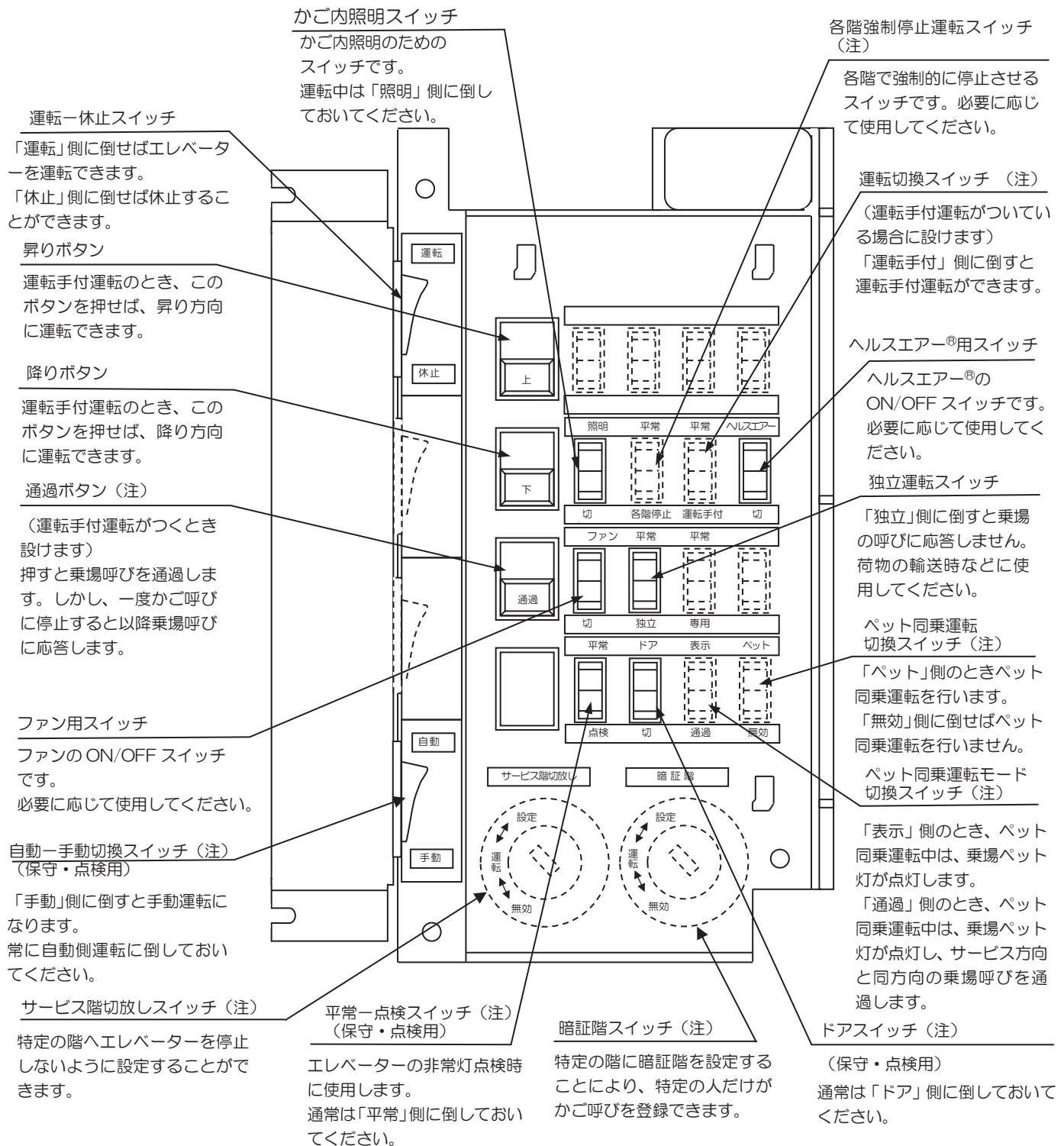
降り用ボタン

乗場ボタンおよび
インジケーター

かご操作盤

(注) 袖壁操作盤を示します。
側面壁操作盤の場合、
ボタンの配置は異なりますがそれぞれの機能は同じです。

6-4 かご操作盤の開戸内スイッチ配置



開戸内スイッチ配置

(注)

- (保守・点検用) の各スイッチは専門技術者以外の方は使用しないでください。
- 専門技術者には取扱説明書(保守・点検編)を熟読いただき、十分理解の上で作業を実施するように依頼してください。
- 通過ボタンおよびサービス階切放し、暗証階、運転切換、各階強制停止運転、ペット同乗運転の各スイッチはオプションのため、エレベーターにより異なります。
- 「サービス階切放しスイッチ」は「7-7-2 任意階サービス切放し機能」の項を参照してください。
- 暗証階の設定方法は「7-7-3 暗証式シークレットコール」の項を参照してください。
- 一定時間エレベーターの利用がない場合は、かご内照明、ファンおよびヘルスエア®は自動消灯休止します。

6-5 開戸の開閉方法



警告



重大な事故につながるおそれがありますので、かご操作盤の開戸は必ず閉め、施錠しておいてください。

- かご操作盤の開戸内のスイッチは、運行管理者および運行管理者から選任された運転者の方のみが操作するものです。かご操作盤の開戸の鍵は運行管理者の方が責任を持って保管してください。

6-5-1 開戸を開く場合

- 1) キーをキーホールに差込んで、左へ廻します。
- 2) キーを左へ 90° 廻した位置で、ロックが外れます。(この状態で、開戸を開くことができます)

6-5-2 開戸を閉じる場合

- 1) 開戸を閉めます。
- 2) キーを右へ廻します。(キーを右へ 90° 廻した位置で、ロックがかかります)

■7. エレベーターの運行管理

7-1 平常運転

エレベーターは、夜間など一定時間利用が無い場合にはかご照明を消灯し、ファンやヘルスエアー®を自動的に停止し休止状態になりますので、通常の場合エレベーターを休止する必要はありません。ビル管理の都合上やむをえずエレベーターを休止させてある場合、エレベーターの運行管理者は次のように運転準備をしてください。

- エレベーターを休止させてある階を確認してください。
- 乗場休止スイッチがついているエレベーター（通常最下階の乗場ボタン下部についています）では、休止スイッチを「運転」側にしてください。乗場ボタンを押すと、ドアは自動的に開きます。
- 乗場休止スイッチがついていないエレベーターでは、あらかじめ保守会社にご相談ください。
- 最上階退避スイッチがついている場合、「7-7-23 暴風雨時最上階休止機能」を参照してください。

操作の方法	説明
1) キーでかご操作盤の開戸の鍵を外し、開戸を開く。	● キーの保管と取り扱いは運行管理者が責任を持って行ってください。
開戸内の各スイッチが次のようになっているか確認してください。 1) 照明スイッチは、「照明」側に 2) 運転－休止スイッチは、「運転」側に 3) 自動－手動切換スイッチは、「自動」側に 4) ファン用スイッチは「ファン」側にヘルスエアー®用スイッチは「ヘルスエアー」側に（ファン、ヘルスエアー®を使用する場合） 5) ドアスイッチは、「ドア」側に 6) その他のスイッチは、「平常」側に倒れていること。	● かご操作盤の開戸内スイッチの配置については「6-4 かご操作盤の開戸内スイッチ配置」を参照してください。
1) 開戸を元に戻してください。	● 開戸を閉めて鍵をかけてください。

そのあと、少なくとも一往復してください。（日常管理については「3-1 日常管理」を参照してください）

- 停電や非常停止の後などには、インジケーターと実際の停止階がくい違うことが、ごくまれにあります。この場合は、上下両端階の行先ボタンを押して一往復運転させてください。ズレは自動的に修正されます。もし数往復運転しても修正されない場合には、保守会社にご連絡ください。

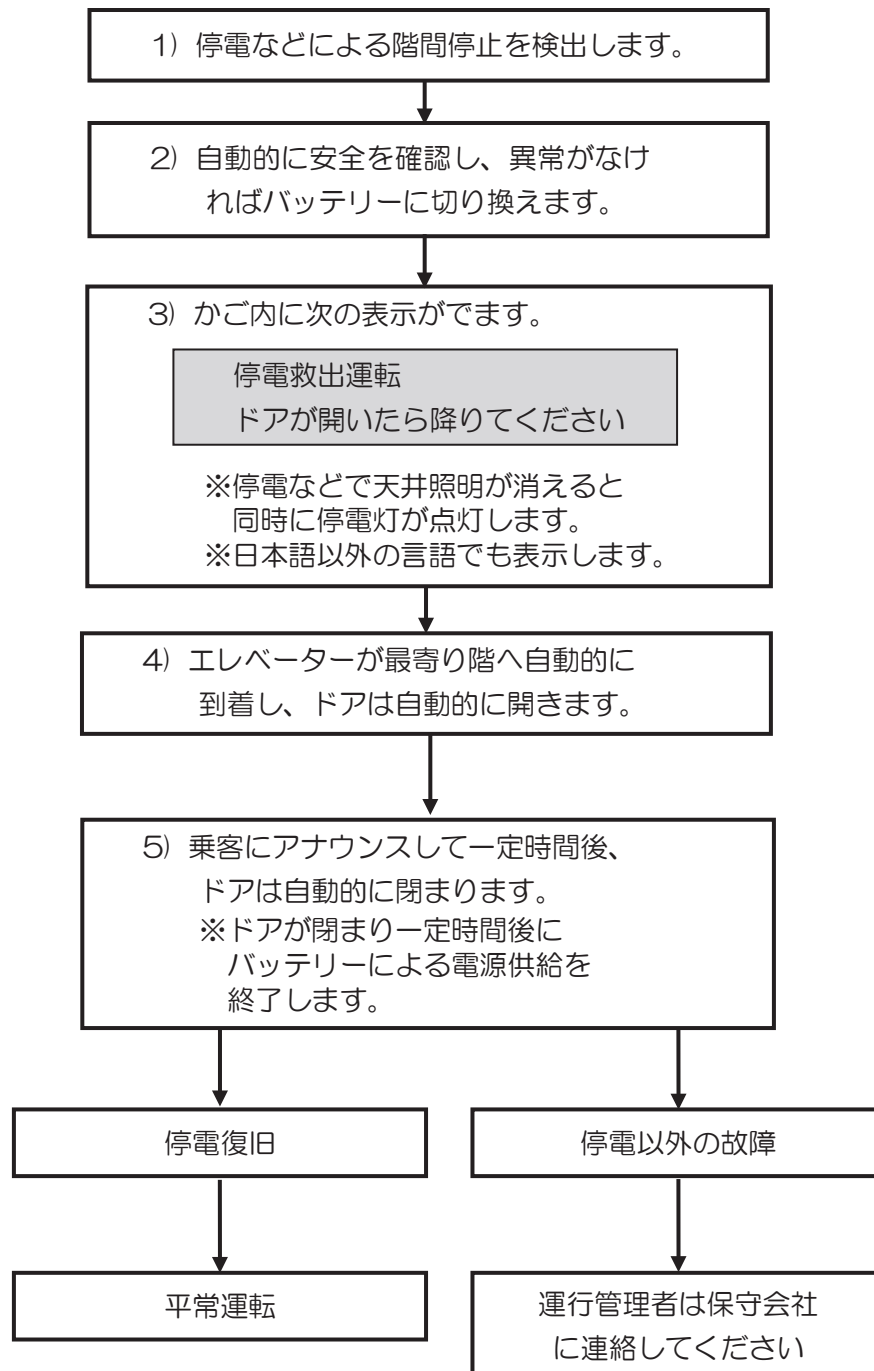
7-2 停電時自動着床装置（MELD、大容量 MELD）

MELD は、停電のときまたは電源のしゃ断器が作動したときなどにバッテリー電源に切り換えて自動的に最寄り階まで運転し、乗客をかご内に閉じ込めないようにする装置です。停電によって作動したときには、停電が復旧すれば自動的に平常運転に戻ります。



停電以外の原因で MELD が作動した場合には、運行管理者は保守会社に連絡して専門技術者に点検させてください。意図的に運行管理者が、電源を遮断する場合は、事前に保守会社に相談してください。

（注）法令で定められた安全装置が作動した場合は、MELD による運転は行いません。



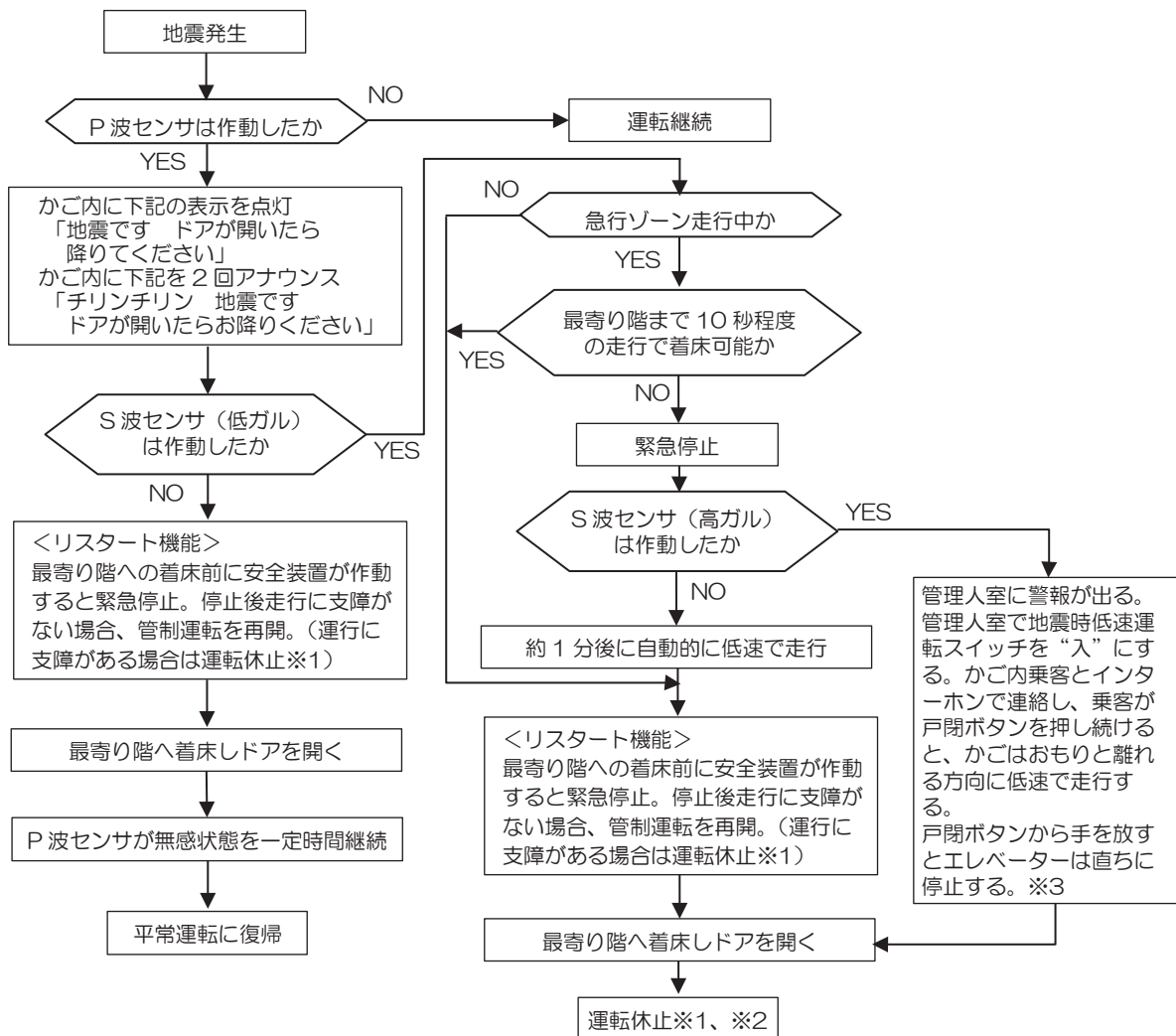
7-3 地震時管制運転（リスタート機能付）

このエレベーターには地震波を検出すると最寄り階に停止し、ドアを開く機能が設けられています。P 波センサだけが作動した場合、エレベーターは一定時間後に平常運転に復帰し、S 波センサ（高ガル・低ガル）が作動した場合は運転を休止します。

また最寄り階への運転中に地震による揺れなどで安全装置が作動した場合は一旦停止しますが、停止後安全装置が復旧し、安全条件を満たす場合は最寄り階への運転を自動で再開するリスタート機能がついています。ただし、リスタート運転中に S 波（高ガル）が作動したとき、エレベーターは運転を休止します。



エレベーターが休止した場合は、保守会社に点検・復旧を依頼してください。



※1 保守会社に点検・復旧を依頼してください。

※2 ELE-Quick（地震時管制運転で停止した場合、自動診断により安全確認し問題がない場合には約 30 分で自動復旧させるシステム）に接続することができます。S 波センサ（高ガル）が作動した場合やエレベーター内に乗客がいることを検知した場合は自動診断を実施しません。

ELE-Quick のご利用には当社とのご契約が必要です。

※3 MELD にて運転を行う際、かご負荷によっては、かごとおもりが離れる方向に走行できない場合があります。その場合、安全確保のためにエレベーターを停止させます。保守会社に復旧を依頼してください。

7-4 病院専用運転 <適用：寝台用エレベーターのみ>

7-4-1 専用運転への切換え

操作の方法	説明
1) かご操作盤の戸開ボタンと戸開延長ボタンを2つ同時に押してください。 (注) 戸開ボタンと戸開延長ボタンを別々に押した場合は専用運転に切り換りません。	● エレベーターは乗場呼びには応答しなくなります。 ● 乗場呼びの登録はできます。 ● かご操作盤および乗場の専用灯が点灯します。

7-4-2 専用運転

操作の方法	説明
1) かご操作盤の希望する行先ボタンを、ドアが閉じきるまで押し続けてください。 2) エレベーターは目的の階に自動的に到着しドアが開きます。	● 呼びが登録され方向灯が点灯します。 ● ドアが全閉するとかごが出発します。 (注) ドアが閉まりきる前に行先ボタンから手を離すとドアはただちに反転して開き、呼びは取消されます。再びドアが閉じきるまで行先ボタンを押し続けてください。

7-4-3 専用運転の解消

操作の方法	説明
1) 目的の階に到着すると自動的に解消します。専用運転を継続したい時は、専用運転に切り換える操作をもう一度繰り返してください。 2) 専用運転に切り換え後 約3分間行先ボタンが押されないときは、自動的に専用運転を解消します。	● ただちに通常の運転に戻ります。

7-5 特殊運転

かご操作盤の開戸内のスイッチを操作することにより、次のような特殊運転ができます。使用目的に応じてご利用ください。開戸内スイッチの設定後は、開戸は閉じておいてください。

7-5-1 独立運転

独立運転とはエレベーターをかご呼びのみでサービスする運転です。引越しのときなど直通運転サービスを必要とする場合に、専任運転手をつけてご使用ください。

なお、独立運転中のかごは乗場呼びには応えません。また、1 台での独立運転時は、乗場での呼び登録ができなくなります。また、登録済みの乗場呼びはキャンセルされます。

- 複数台連携運転の場合で全号機とも独立運転にすると、応答するエレベーターが無いことから乗場での呼び登録ができなくなります。また、一度登録されていた乗場呼びについてもキャンセルされるので注意してください。
- 独立運転中は、マルチビームドアセンサなどの電気式ドアセンサは動作しませんので注意してください。
- 独立運転中は、普段停止しない設定としている階（サービス切放し階、暗証番号設定階など）にも停止できるようになるので注意してください。

操作の方法	説明
＜独立運転への切り換え＞ 1) 切り換えは、かご操作盤開戸内の独立運転スイッチを「独立」側に倒してください。自動—手動切換スイッチは「自動」側に倒れていることを確認してください。 ＜独立運転中の操作方法＞ 2) かご操作盤の行先ボタンを押してください。 3) 戸閉ボタンを押し続けてください。 4) ドアが閉じ、かごが動き出したら戸閉ボタンから手を放してください。 5) エレベーターは目的階に自動的に到着し、ドアが開きます。	● エレベーターは乗場の呼びには応答しません。 ● 乗場のインジケーターおよび方向灯は点灯しません。 ● 行先ボタンを押すと方向灯が点灯します。 ● ドアが全閉するとかごは出発します。ドアが閉じきる前に戸閉ボタンから手を放すと、ドアはただちに反転し開きます。
＜通常運転への復帰＞ 1) 復帰は、かご操作盤開戸内の独立運転スイッチを「平常」側に倒してください。	● ただちに平常の連携運転に戻ります。
1) 開戸を閉めてください。	● 開戸を閉めて鍵をかけてください。

7-5-2 トランク使用時の運転

かご奥にトランクを有するエレベーターにおける、トランク利用時の運転方法を示します。トランクを使うことにより、病气やけがの方を起さずに横になったままの状態、エレベーターをご利用いただけます。

運転方法	注意説明
1) トランクキーで開錠してトランク扉を開放させます。 2) トランク扉を開けると出入口のドアの開放時間が約 30 秒になります。戸開ボタンを操作すると、その時点からさらに約 30 秒、戸開放時間を延長することができます。 3) 出入口のドアを早く閉めたい時は戸閉ボタンを押してください。 4) 使用後はトランク扉を確実に閉じ、トランクキーで施錠してください。 5) トランク扉を閉じると出入口のドアの開放時間は通常時間（2～4 秒）になります。	 トランク扉開閉用のキーは、救急隊も使用する特殊なキーです。従ってかご操作盤の開戸キーと異なりますので、混同しないように明確に識別し、管理者が適切に保管ください。  エレベーターの構造上、トランクには担架、搬送寝台、棺以外の荷を乗せないでください。  トランクは救急隊または建物管理者の管理の下で使用してください。  エレベーターから離れる時はトランクの扉を閉じ、必ず施錠ください。

7-5-3 手動運転

保守・点検などでエレベーターを低速で運転しながら、かごを昇降路の任意の位置で停止させたいときに用いる運転方式です。通常は「自動」側に倒しておいてください。

 危険	
	重大な事故や故障の原因となりますので、手動運転は、所有者等の方、運行管理者や利用者は絶対に使用しないでください。

7-6 基本機能（標準装備）

＜AXIEZ-LINKs アクシーズ・リンクス＞には、次の機能を標準装備しています。説明をよく読み、機能についてご理解いただいた上で取り扱ってください。

7-6-1 マルチビームドアセンサ-2D（MBS-2D）

7-6-1-1 製品概要

MBS-2D は多数の透過型赤外線ビームを用いて、非接触でかご敷居上に存在する乗客または荷物を検出し、戸閉動作中のドアの反転および全開保持させるドアセンサです。仕様により、メカニカルセーフティシュー（突出部分を押すと戸開動作に入る）と同様の機能も設けています。

7-6-1-2 検出対象

人、動物、荷物などの赤外線を遮蔽するもの。

※赤外線を遮蔽しないものは検出できません。

検出できないもの：ガラス、ビニル袋、透明なプラスチックなど

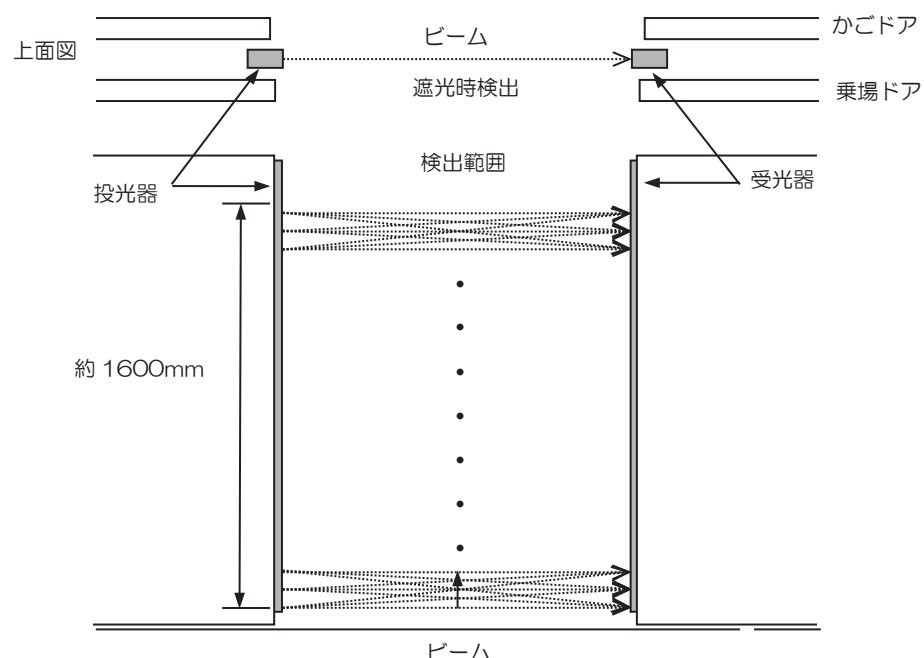
7-6-1-3 MBS が作動しない場合

次の場合、MBS は作動しませんのであらかじめ承知おきください。

- かご内戸閉ボタン操作中
- 強制戸閉¹⁾開始から約 35 秒間は、遮蔽した瞬間のみ MBS は動作します。継続的に遮蔽されている場合は、MBS は動作しません。
- 強制戸閉¹⁾開始から約 35 秒以上経過時は、MBS は動作しません。

注¹⁾ 強制戸閉とは、約 25 秒間戸が開いたままの場合に強制的に戸閉する動作です。

7-6-1-4 検出範囲



MBS-2D 検出範囲説明図（正面図）

（注 1）MBS のカバーにビームをさえぎる 1cm^2 以上の汚れや傷がある場合には、ビームの光量が低下し正常に作動しなくなる可能性があります。

（注 2）太陽光が直射する、または床面に反射するなどしてセンサに間接的に当たると、設置環境や周囲の状況に起因する入射条件によっては、センサが誤検出して戸が反転する場合があります。

7-6-1-5 故障時の動作

次の動作をしている場合は MBS ドアセンサが故障していますので、直ちにエレベーターの使用を中止し、保守会社へ連絡ください。

- センサが機能しない。(ビームをさえぎっても戸閉する)
- 開閉動作を繰り返す。
- 全開したまま戸閉しない。

7-6-2 LED 天井

LED 照明により、省エネ、紫外線・熱線の低減を図った天井です。

(1)仕様

天井タイプ	LED フラット天井 (CL1) LED ダウンライト天井 (CL2) LED ガラスクロス天井 (DL4) LED コーブ天井 (DL5) LED コーニス天井 (DL6)
交換方法	LED 照明：かご内より交換 電源装置：天井上より交換
寿命	一般的な使用環境における寿命目安となります。 LED 照明：40000 時間（全光束が点灯初期の値に対して約 70%になるまでの点灯総時間） 電源装置：10 年 ただし経時変化および使用環境によって寿命は異なります。

(2)仕様

天井タイプ	快適かご天井 (DM1)
交換方法	misola：天井上より交換 misola コントローラ：天井上より交換 間接光：かご内より交換 間接光用電源装置：天井上より交換
寿命	一般的な使用環境における寿命目安となります。 LED 照明：40000 時間（全光束が点灯初期の値に対して約 70%になるまでの点灯総時間） 電源装置：10 年 ただし経時変化および使用環境によって寿命は異なります。
工場出荷時について	工場出荷時はコントローラを misola 仕様に切替設定済みの状態で「春/秋」用のタイムテーブルにて初期設定しています。 万が一設定データが失われた場合は、三菱電機照明 HP※1 の取扱説明書を参照して、リモコンにて再設定をお願いします。 ・制御モード：misola モード ・日時の設定：リモコンとコントローラの日時 ・タイムテーブル：春/秋

※1 三菱電機照明製 双方向ワイヤレスリモコン (MS214)

「取扱説明書」基本操作編……12、14～18 または、
「スタートアップガイド スケジュール運転編」……

1. ～2. 初期設定、3. おすすめスケジュールでの運用 参照

7-6-3 立体音響システム

立体音響システム「DIATONE Ambience」は、広がりのあるサウンドにより実空間より広く感じることができます。

＜お客様準備のコンテンツを再生する場合＞

下記形式の音源データを準備いただき、保守会社にご相談ください。

ファイル形式：wav

サンプリング周波数：48kHz

量子化ビット数：16bit

チャンネル数：2ch

※1. お客様準備のコンテンツを使用する場合、製作元・販売者へ著作権、使用権を確認してください。

お客様準備のコンテンツ使用する場合の著作権、使用権は当社では一切責任を負いません。

7-6-3-1 ボリューム調整とSDカード交換

ボリューム調整とSDカード交換を行う場合は、運行管理者より保守会社に連絡して専門技術者が作業を実施してください。



作業前に制御盤のライトブレーカーを遮断して作業してください。

遮断せずに作業した場合、活電作業となり、基板故障につながる恐れがあります。



制御盤のライトブレーカー遮断中はかご内照明が全て消灯します。

別途、照明を確保してください

7-6-4 ヘルスエアー®

かご内の空気を清潔に保つため、ヘルスエアー®搭載循環ファンを装備しています。

ヘルスエアー®は、脱臭集塵性能およびウイルス除去性能を備えた装置です。放電電極と対向電極に直流電圧を印加し、空間に電解・放電空間を形成します。形成した電界・放電空間を浮遊菌などが通過することで、菌などを抑制します。また、脱臭・集塵部の脱臭フィルターも備えています。

※かご内に発生する臭気・ウイルスの除去効果は、かごサイズによって異なります。



かごの壁や床などに付着物がある場合、十分な脱臭効果を得られません。清掃により付着物を取り除いてください。

7-6-5 抗ウイルス・抗菌対応仕様

操作ボタンや手すりの表面に抗ウイルス・抗菌剤をコーティングまたは抗ウイルス・抗菌シートを貼り付けることで、ウイルスを減少、細菌の増殖を抑制します。

＜仕様＞

対象部位 対象機器	操作ボタン（行先ボタン、戸開ボタン、戸閉ボタン、インターホンボタン/乗場呼びボタン）（注） 点字名板、タッチパネル、ステンレス手すり ※該当する機器には抗ウイルス・抗菌表示のシールが貼り付けてあります。
抗ウイルス ・抗菌対象	ネコ腸コロナウイルス、インフルエンザウイルス 黄色ブドウ球菌、大腸菌
抗ウイルス ・抗菌効果	抗ウイルス・抗菌の効果や寿命は、経年変化、使用環境によって異なります。 また、抗ウイルス・抗菌性能は修繕により回復できないため、対象機器または対象部品の交換（有償）となります。 ただし、抗ウイルス・抗菌の持続年数を過ぎても通常の機器として使用できます。 ※エレベーターの使用上問題ないため、定期交換が必要な部品ではありません。  コーティング・シート表面に傷や汚れが生じると、抗ウイルス・抗菌効果を十分に発揮できない可能性があります。清掃により汚れを除去してください。

（注）操作ボタンの仕様により、抗ウイルス・抗菌機能がない場合があります。

抗ウイルス・抗菌表示シールの有無により、抗ウイルス・抗菌機能の有無を判断してください。



(a) 抗ウイルス・抗菌コーティングの場合



(b) 抗ウイルス・抗菌シートの場合

図 7.6.4 抗ウイルス・抗菌表示シールの例

7-6-6 かが呼び取消機能

行先階のボタンをまちがって押してかが呼び登録した場合、そのボタンを素早く 2 回押せば、(ダブルクリックすれば) 取り消すことができます。ちょっとした押しまちがいで、目的階以外にかが止まってしまうなどの無駄な停止を防ぎます。

7-6-7 自動着床修正制御

乗場とかご床に規定以上の段差が生じたときに、乗場とかご床の段差を規定以内に修正します。

7-6-8 かがゆすり検知機能

かごの揺れを検知して、警告アナウンスを行います。

かごの揺れが大きい場合、エレベーターの停止を避けるために速度を下げたて走行します。

7-6-9 満員通過機能 ※2car 以上の場合基本仕様

エレベーターが満員のときは途中の乗場呼びを自動的に通過します。乗場に満員灯があれば点灯します。

7-6-10 かが呼び一括キャンセル動作

間違えて登録されたかが呼びは運転方向の最終呼び階に停止したときに一括でキャンセルします。

7-6-11 満員出発時乗場呼び自動登録機能

エレベーターが満員になって出発したとき、乗車できなかった方のために自動で乗場呼びを登録します。

7-6-12 群管理マイコンバックアップ運転 ※Maisart 群管理の場合のみ基本仕様

群管理システムが故障または伝送異常となった場合でもエレベーターによるサービスを継続します。

乗場ボタンが設置されたエレベーターは 2BC または 2C-2BC として運転し、乗場ボタンが設置されていないエレベーターは戸閉停止します。

設定されたサービス階切放し機能は機能しません。

7-6-13 ダブルドアオペレーション

戸開中に運転方向と反対方向の乗場呼びに応答したことを示すため、ドアを一時的に戸閉し、再度戸開します。

7-7 付加機能（オプション）

＜AXIEZ-LINKs アクシース・リンクス＞には、ご注文により次のような機能を付加している場合があります。いずれの付加機能を装備しているか確認のうえ、次の説明によりお取り扱いください。

7-7-1 スーパー可変速システム

かごとおもりのバランスを利用し、乗車率に応じて運行速度をアップする機能です。また、乗車率に応じて加速度を上げるため、走行距離が短い移動でも、乗車時間が短縮します。高速運転中には、かご操作盤のインジケータ部分に下記のとおり表示が出ます。なお、スイッチなどで高速運転にすることはできません。

（注）起動頻度、走行条件により速度、加速度が上がらない場合があります。

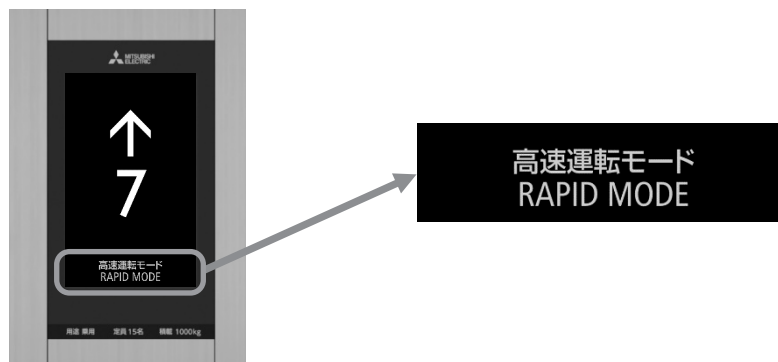


図 7.7.1 かご操作盤インジケータ部分の例
（図は液晶インジケータの場合の例を示します。）

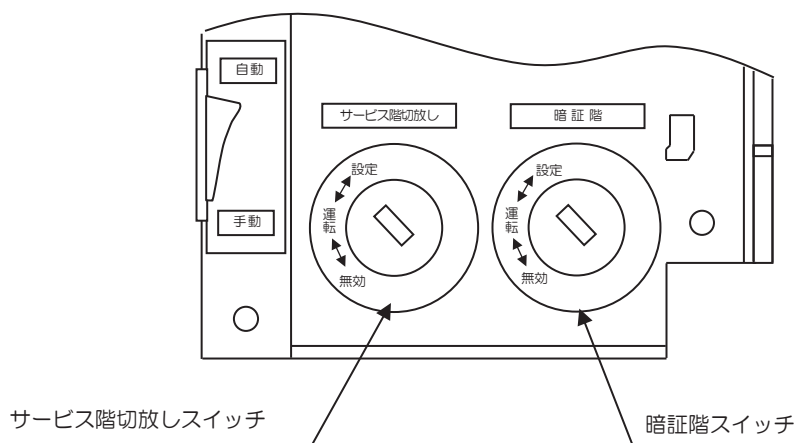
7-7-2 任意階サービス切放し機能

ビルが竣工した後にテナントの変更があった場合など、平常時に特定の階へエレベーターを停止しないようにする（サービス切放し）ことができます。

※地震・停電時など緊急時または故障時には、サービス切放し階に停止する場合があります。

操作の方法	説明
＜サービス切放し階にしたい場合＞ 1) かご操作盤の開戸内のサービス階切放しスイッチにキーを差し込み「設定」側にしてください。スイッチは下図をご参照してください。 2) サービス切放しをする階の行先ボタンを押してください。 3) サービス階切放しスイッチを「運転」側にしてキーを抜いてください。	● かご呼びはすべてキャンセルします。 行先ボタン灯がサービス切放しの状態を表示します。 サービス切放しの階・・・点灯 サービス中の階・・・・消灯 ● 押された階の行先ボタンは点灯し、サービス切放し階となったことを示します。 ● 行先ボタン灯はすべて消灯します。 (注) サービス切放し階の行先ボタンを押しても、かご呼びは登録されず、「ただいま押された階には止まりません」とかご内にアナウンスします。
＜サービス切放し階を解除したい場合＞ 1) 解除する場合は、サービス階切放しスイッチを「設定」側にして再び行先ボタンを押してください。	● 押された階の行先ボタン灯が消灯し、サービスが復帰したことを示します。
＜一時的に全階サービスにしたい場合＞ 1) 一時的にこの機能を無効にする場合は、サービス階切放しスイッチを「無効」側にしてください。	● サービス階切放し機能が無効となり、任意階サービス切放し機能で設定された、サービス切放し階の行先ボタンもかご呼びを登録できるようになります。
1) 設定後、開戸を閉めてください。	● 開戸の鍵をかけてください。

※複数台連携運転の場合、サービス切放し階の設定は任意の号機で設定した内容がすべての号機で有効となり、号機ごとに設定を変えることは出来ません。また任意の号機でサービス切放し階を「無効」に設定すると、同様にすべての号機でサービス切放し階が無効になります。



7-7-3 暗証式シークレットコール

あらかじめ特定の階に暗証番号を設定しておくことによって、その暗証番号を知っている人だけがかご呼びを登録できます。暗証番号を設定する階を下記のとおりご設定ください。

※地震・停電などの緊急時または故障時には、暗証番号を設定した階に停止する場合があります。

操作の方法	説明
＜暗証番号を設定したい場合＞ 1) かご操作盤の開戸内の暗証階スイッチにキーを差し込み「設定」側にしてください。 2) 暗証番号を設定する階（以下暗証階）の行先ボタンを押してください。 3) 暗証階の行先ボタンが点滅している間に、暗証番号 3 つを行先ボタンで押してください。 例：暗証階を 3 階、暗証番号を「11-6-B」とする場合、まず行先ボタン 3 を押し、点滅している間に 11 6 B を押す。 4) 暗証階スイッチを「運転」側にしてキーを抜いてください。	● かご呼びはすべてキャンセルします。 すでに暗証番号が設定されている階は、行先ボタン灯が点灯して表示します。 ● 押された階の行先ボタンが約 5 秒間点滅します。 ● 暗証階の行先ボタンだけが点灯、他のボタンは消灯し、暗証階と暗証番号が設定されたことを示します。 (注) 他の階の暗証番号を続いて設定したい場合は、1)～3) の操作を繰り返してください。暗証階の行先ボタンが消灯してしまったら、再び初めから操作し直してください。 ● 行先ボタンでかご呼びが登録できるようになります。
＜暗証階のかご呼びを登録したい場合＞ 1) 暗証階のかご呼びを登録する場合は、まず暗証階の行先ボタンを押してください。 2) 暗証階の行先ボタンが点滅している間に、暗証番号 3 つを行先ボタンで押してください。	● 暗証階の行先ボタンが約 5 秒間点滅します。 ● 暗証階の行先ボタンが点灯し、かご呼びが登録されます。 (注) 間違えた暗証番号を押すと、暗証階の行先ボタンは消灯してかご呼びは登録されません。
＜暗証番号を解除、変更したい場合＞ 1) 解除する場合または暗証番号を変更する場合は、暗証階スイッチを「設定」側にしてください。 2) 解除、変更したい暗証番号の行先ボタンを再び押してください。 (注) 再び暗証階と暗証番号を設定する場合は、「暗証番号を設定したい場合」の操作 1)～3) を繰り返してください。	● 暗証階の行先ボタンのみが点灯します。 ● 押された行先ボタン灯は消灯し、暗証階と暗証番号はキャンセルされたことを示します。
＜来客などで一時的に本機能を無効にしたい場合＞ 1) 一時的にこの機能を無効にする場合は、かご操作盤の開戸内の暗証階スイッチを「無効」側にしてください。 2) 暗証階の乗場などに解除ボタンが設置されている場合は、解除ボタンを押してください。	● すべての暗証階が無効となり、どの行先ボタンもかご呼びを登録できるようになります。 ● 暗証階の暗証機能のみが一時的に解除されます。解除中は、一度だけ行先ボタンを押してかご呼びを登録することができます。
1) 設定後、開戸を閉めてください。	● 開戸の鍵をかけてください。

※複数台連携運転の場合、暗証階の設定は任意の号機で設定した内容がすべての号機で有効となり、号機ごとに設定を変えることは出来ません。また任意の号機で暗証階を「無効」に設定すると、同様にすべての号機で暗証階が無効となります。

7-7-4 戸開延長ボタン

ストレッチャーや荷物運搬出し入れのときなど、戸を開放しておきたい場合にご利用ください。

操作の方法	説明
1) ドアが開いている時に、かご操作盤の「開延長」ボタンを押してください。 	● 一定時間(1～3分)、ドアは開放状態となります。 ● 戸閉開始数秒前から「ドアが閉まります。ピー」をアナウンスします。この「ピー音」が鳴り止むとドアが閉まり始めます。
2) ドアをさらに開放にしておきたいときには、途中で再度「開延長」ボタンを押してください。	
3) ドアの開放を中断して出発したいときは、戸閉ボタンを押してください。	● ドアが開放中でも戸閉ボタンを押せばすぐに閉まります。

※寝台用エレベーターでは基本機能です。

7-7-5 乗場休止スイッチ（タイマー式）

タイマーにより、あらかじめ設定された時間帯になると特定のエレベーターが休止します。その他の時間帯ではエレベーターは平常運転を行います。

操作の方法	説明
<タイマーによる休止を行う場合> 1) 特定階（通常最下階）に設定されている乗場休止スイッチのキーの位置を「タイマー」側にしてください。 	● 設定された時間帯では、登録されていたすべての乗場呼びは一齐に取消されて再登録はできません。 ● かごは、すべてのかご呼びに応えて運転し終わると特定階（通常最下階）にもどり、かご照明を消灯します。 ● 一定時間後、ドアを閉じて休止します。この場合、戸閉ボタンは所定の時間点灯しており、押せばただちにドアが開きますので、乗客をかご内に閉じ込めてしまう心配はありません。
<休止を行う場合> 1) キーの位置を「休止」側にしてください。	● 休止時間外でも休止します。 （詳細は「7-8 運転休止」を参照してください）
<運転を行う場合> 1) キーの位置を「運転」側にしてください。	● 休止時間内でも平常運転します。

※タイマーの設定はエレベーター昇降路内に設定された制御装置で行います。タイマーに設定された時間帯を変更したいときは保守会社にご相談ください。

7-7-6 アップピークサービス、ダウンピークサービス

出勤時間帯と退社時間帯をあらかじめ設定しておく、その時間帯は自動的に混雑が予想される階にエレベーターを配車します。乗場の呼びがなくなった場合、出勤時間帯は出発階（通常は1階）で、退社時間帯は上方階で待機するようになります。タイマーに設定された実施予約時間帯を変更したいときには保守会社にご相談ください。

※3台以上の連携運転方式で適用される場合があります。

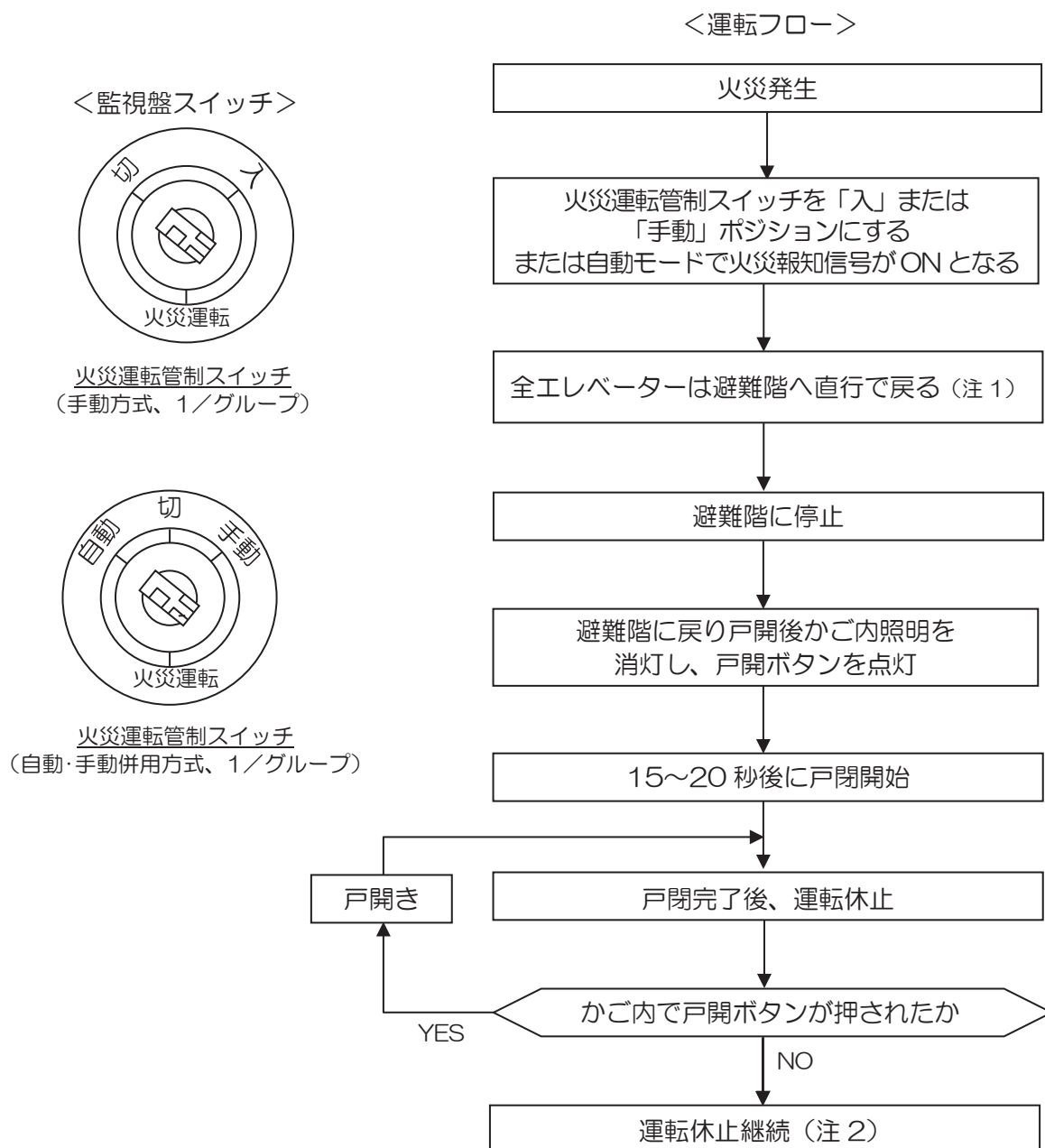
7-7-7 サービス階切放し自動選択機能

タイマーによりあらかじめ設定された時間帯になると、自動的にエレベーターは設定しておいた特定階には停止しないようになります。ビル管理の都合などで実施予約時間帯を変更したいときには保守会社にご相談ください。

※地震・停電などの緊急時または故障時には、サービス切放し階に停止する場合があります。

7-7-8 火災時管制運転

火災時管制運転は、火災時に監視室のスイッチまたは火災報知信号などにより、グループ内の全エレベーターを避難階へ呼び戻します。

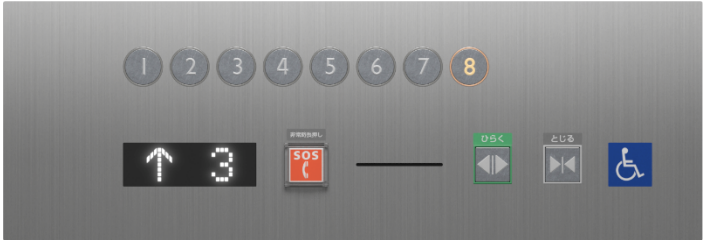


(注 1) 火災時管制運転を開始すると、登録済みのかご呼びと乗場呼びはすべてキャンセルされ、新たな呼びも登録することはできなくなり、平常運転を無効にします。

(注 2) 火災時管制運転を復帰する前には、必ず専門技術者に点検を依頼してください。

7-7-9 車いす専用操作盤と専用乗場ボタン

車いすをご利用になる方が、車いすに座ったままで操作できます。車いす専用のかご操作盤ボタンや乗場ボタンを押してエレベーターが到着したときは、ドアが約 10 秒間開いたままになります。また、ドアの閉まる速度も通常より遅くなります。



車いす専用操作盤の例



車いす専用乗場ボタンの例

7-7-10 視覚障がい者対応仕様

かご操作盤の行先ボタンやインターホンボタンおよび戸開、戸閉ボタン、それに乗場ボタンに点字表示がしてあります。ドアの閉まる速度は通常と同じです。この他、次のような機能が付加されています。

機能	動作
ドアセンサによる戸開閉制御	ドアセンサで乗客の乗り降りを確認してから、ドアの開閉を制御します。
音声アナウンス	エレベーターの運行状況を音声でお知らせします。
戸開時間延長	ドアの開いている時間を約 10 秒に延長します。



視覚障がい者対応仕様の
行先ボタンの例

7-7-11 ディフェンスドア（乗場遮煙機能）

＜三菱エレベーター遮煙乗場ドア「ディフェンスドア」＞は、国土交通省に認定された仕様に基づき設計・製作された遮煙性能を持つ防火設備です。遮煙性能に優れた気密材を用い、エレベーター乗場ドアと三方枠、さらに乗場ドアと敷居のすき間を密閉する構造を採用することで、高い気密性を実現しています。

- 敷居面上に異物を発見した場合や敷居面に鋭利な傷がついた場合は、直ちにエレベーターの使用を中止し、保守会社（専門技術者）にご連絡ください。
- 敷居に気密材の走行跡がつくことがあります。性能上は問題ありません。
- ディフェンスドアの性能維持には日常管理と、専門技術者による保守・点検が必要です。適確な日常管理の実施および、その他必要に応じ、専門技術者による保守・点検を実施してください。
- 点検・交換は保守会社（専門技術者）に依頼ください。

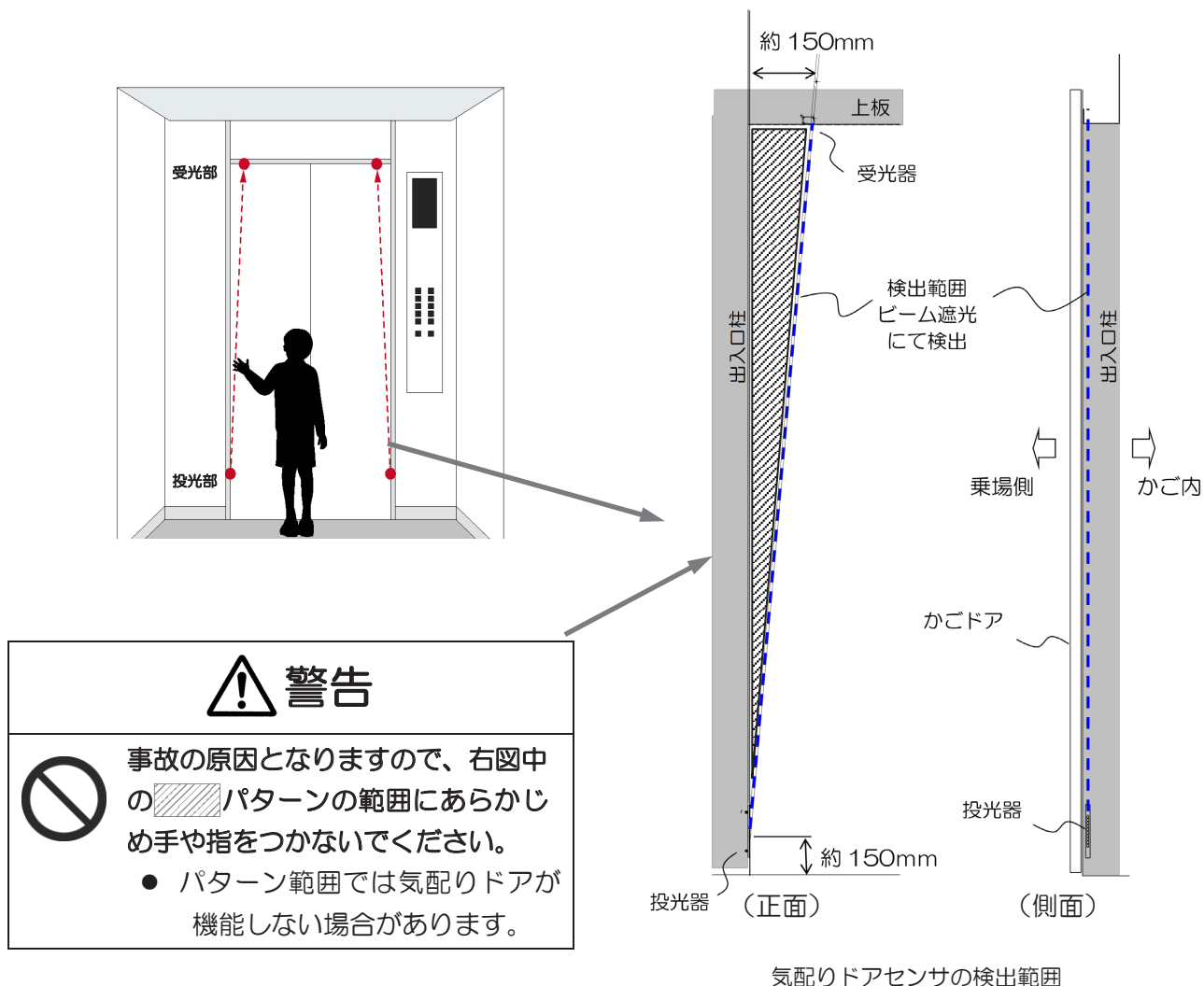
 警告	
	火災時にドアが閉まらず防火設備としての性能を発揮できないおそれがありますので、運転手によりエレベーターを運転している場合（全自動運転手付運転、独立運転 など）、運転者がエレベーターから離れる際には、運転切換スイッチを「平常」側（全自動運転モード）に戻してください。
	火災時にドアが閉まらず防火設備としての性能を発揮できないおそれがありますので、監視盤の火災管制運転スイッチが「自動-切-手動」の場合、「自動」に設定して使用ください。
	火災時にドアが閉まらず防火設備としての性能を発揮できなくなるおそれがありますので、ドアの間に物を挟んで戸閉を妨げないでください。
	気密材が損傷した場合は、火災時に適正な遮煙性能が得られないおそれがありますので、敷居面上に異物が置かれないよう管理してください。 もし異物を発見した場合は直ちに除去してください。
	気密材が損傷した場合は、火災時に適正な遮煙性能が得られないおそれがありますので、清掃時は羽毛やネルなどの柔らかい布を使用してください。
	気密材が損傷した場合は、火災時に適正な遮煙性能が得られないおそれがありますので、敷居面に鋭利な傷がつかないようにしてください。
	気密材が損傷および変形した場合は、火災時に適正な遮煙性能が得られないおそれがありますので、敷居面上に付着したワックス、ホワイトガソリンなどの溶剤、剥離剤、油、洗剤などは直ちに拭き取ってください。
	気密材が損傷および変形した場合は、火災時に適正な遮煙性能が得られないおそれがありますので、敷居面上にワックス、ホワイトガソリンなどの溶剤、剥離剤、油、洗剤などをかけないでください。
	乗場ドア、三方枠、敷居が損傷および変形した場合は、火災時に適正な遮煙性能が得られないおそれがありますので、乗場ドア、三方枠、敷居に物をぶつけたり、変形を生じないようにしてください。
	気密材が損傷し、火災時に適正な遮煙性能が得られないおそれがありますので、敷居に養生の貼り付けを行わないでください。

7-7-12 気配りドア

かご内でドア近傍に設けたセンサで手や腕などを検出し、ドアの戸開速度を減速します。また、戸開動作中にセンサが検出すると一旦ドアを停止させ、その後ゆっくりと戸開させます。

7-7-12-1 検出方法

かごの出入口柱下端に投光器、出入口上板に受光器を設け、そのビームを遮光することで検出します。



7-7-12-2 動作

センサが検出する（ビームを遮蔽する）と以下のとおり動作します。

- 「ドアが開きます」の後「ドアから離れてください」と注意喚起アナウンスします。
- 注意喚起アナウンス後、センサが検出していない場合は通常速度で戸開します。
- 注意喚起アナウンス後、センサが検出している場合は再度「ドアが開きます」をアナウンスし、警告音「ブー」と「ドアから離れてください」を交互に発しながら、低速度で戸開します。
- 通常速度で戸開中にセンサが検出した場合は、一旦戸開を中断し、警告音「ピー」と「ドアから離れてください」を交互に発しながら、低速度で戸開します。
- 検出中にドアに過負荷がかかり戸開閉動作ができない場合（何かを挟んでいる可能性がある）は、戸開閉を中止します。また、係員監視盤の異常灯が点灯しますので、ドアの状態をご確認の上、保守会社へ連絡してください。

7-7-13 ホールモーションセンサ<3D>

かごの出入口上部から放射する近赤外線を利用して、ドア全開時や戸閉時に乗場側の出入口付近を移動する乗客または荷物などの物体を検出するドアセンサです。

7-7-13-1 センサ取付け位置と検出範囲

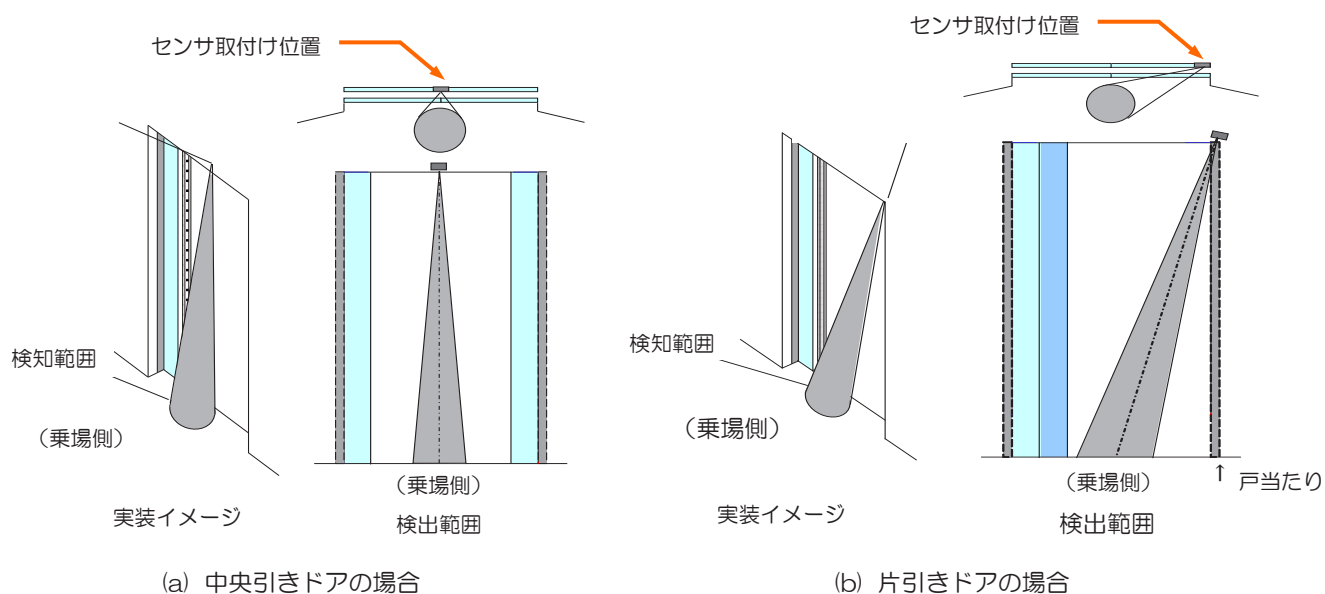


図 7.7.13 センサ取付け位置と検出範囲

7-7-13-2 センサの動作に関する注意事項

ドアが閉まる直前は作動しませんのでご注意ください。

また、放射した近赤外線の反射量の変化を読み取り物体を検出する方式のため、下記の場合はセンサが正常な動作をしない（物体を検出できない、あるいは誤検出する）場合があります。

- 検出域に足先だけしか入らないなど、近赤外線の反射量の変化が少ないとき。
 - センサに太陽光が直射したり床面に反射するなどして間接的に当たる環境や、乗場床面や乗場ドアに太陽光が直射または反射する環境では、誤検出する場合があります。
 - 乗場床面の色や材質により放射した近赤外線の反射量が異なるため、階床によって検出範囲に物体が侵入してから検出するまでに時間がかかる場合があります。
- ※エレベーター設置後に乗場床面を変更したり、マットなどを敷いた場合も同様です。

7-7-14 センシングドアシステム

乗場出入口付近の乗客を検出するセンサを利用し、乗客が居ないと判断した場合は戸閉の開始時間を早めることで、エレベーターの運行効率を向上させます。戸閉中にセンサが乗客を検知した場合は、戸開動作します。センサはかご出入口上部に設置され、近赤外線を利用して動体を検出します。

※本センサは動体を検出するため、検知範囲内でも静止している乗客は検出できません。

7-7-14-1 センサ取付け位置と検出範囲

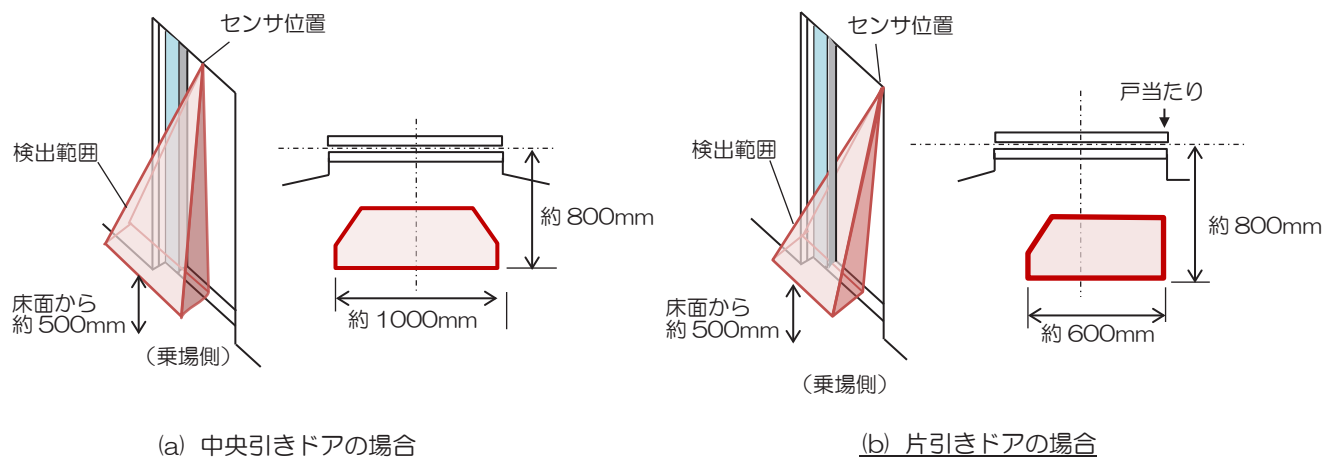


図 7.7.14 センサ取付け位置と検出範囲

7-7-14-2 センサの動作に関する注意事項

ドアが閉まる直前は作動しませんのでご注意ください。

床面から高さ約 500mm までは非検出領域となります。出入口高さや乗場床面の材質に応じて、検知範囲は多少変動します（上図は出入口高さ 2100mm の場合における参考図です）。

7-7-14-3 センサが作動しない場合

次の動作をしている場合は、センサの故障が考えられますので保守会社へ連絡ください。

- センサが機能しない（検知範囲内で乗客が動いていても戸閉する）
- 開閉動作を繰り返す
- 全開したまま戸閉しない

なお、以下の場合は、検知範囲内に乗客が侵入しても戸開動作しません。

- かご内戸閉ボタン操作中
- 強制戸閉¹⁾開始から約 35 秒経過した後

注¹⁾ 強制戸閉とは、約 25 秒間戸が開いたままの場合に強制的に戸閉する動作です。

7-7-14-4 注意事項

センサの動作原理上、下記の場合はセンサが正常な動作をしない（乗客を検出できない、あるいは誤検出する）場合がありますので、ご注意ください。

<乗場環境>

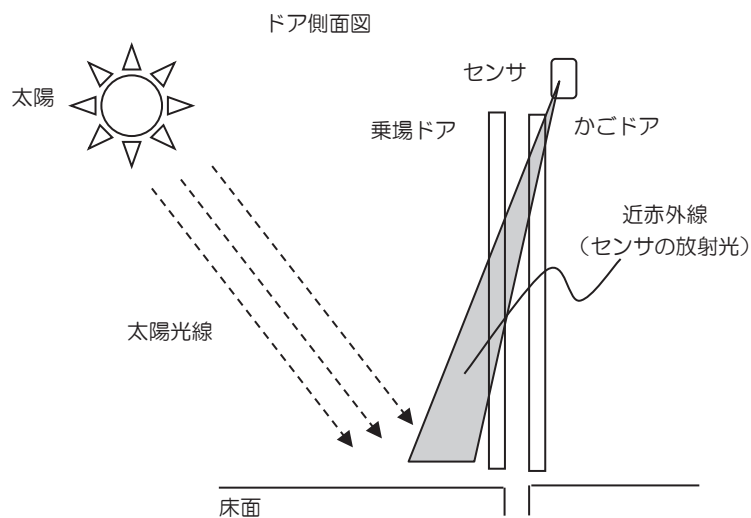
- 床材や床に敷設したマットが、近赤外線を反射しにくい素材である場合（例：黒色ツヤ消し、黒ウール地）

<検出対象>

- 検出対象の衣服が、近赤外線を反射しにくい素材である場合（例：黒色ニット地）

<設置環境>

- センサ表面に汚れや傷が付着している場合
- 検出範囲内に動体が存在し、センサが乗客と誤認する場合
- 動きがある設置物が存在する場合 （例：可動式ロボット、風に揺れる樹木）
- 検出範囲を通行人が横切り続ける場合 （例：乗場が通路に面する号機）
- 乗場にちり、ほこりや霧が発生している場合 （例：演出用スモーク）
- 建物のレイアウト上、太陽光線（直接および反射）が床面（センサ検出エリア）に当たる場合



適用不可の設置条件

7-7-15 防犯警報装置

7-7-15-1 操作方法

乗場の警報ボタンまたはインターホンボタンを操作してください。（仕様により異なります）

7-7-15-2 動作

乗場の防犯警報ブザーが鳴動し、操作以降、エレベーターは行先階到着まで各階に停止し、戸開します。また停止中の戸閉ボタンは無効となります。

7-7-15-3 解除方法

乗場または係員室に設けられた「防犯ブザーリセットボタン」が操作されるか、警報動作開始後約3分経過すると、自動的に防犯運転が解除され、エレベーターは平常運転に復帰します。

あらかじめ 実施してください	 エレベーター利用者に正しい利用法をご指導ください。 正しい利用方法をエレベーター利用者の皆様に知っていただき適切に使用いただくと、防犯警報装置は防犯効果があります。
	 防犯警報装置の仕様は建物により、その構成が異なります。管理者の方はあらかじめその詳細を確認ください。
警報装置 作動時の対応	 防犯警報装置が作動した場合、管理者は利用者の状況を確認して、適切な処置を実施してください。

7-7-16 ペット同乗運転

各階乗場に「ペット」表示をすることでペットが乗っていることを乗場にいる乗客に知らせます（表示モード）。

通過モードでは他の乗客との乗り合わせを回避することが出来ます。

7-7-16-1 本運転への切り換え、表示/通過モードの切り換え

かご操作盤開戸内の「ペット同乗運転切換スイッチ」を「ペット」側にするとペット同乗運転を行います。「無効」側にするとペット同乗運転を行いません。さらに「ペット同乗運転モード切換スイッチ」を「表示」側にすると表示モードに、「通過」側にすると通過モードになります。

7-7-16-2 操作方法

- かご操作盤のペットボタンを押すとペットボタン灯が点灯（約 5 秒間）します。
- 点灯中に目的階の行先ボタンを押すと各階の乗場ペット灯が点灯します。（表示モードでは乗場ペット灯が点灯するだけです、通過モードではサービス方向と同方向の乗場呼びがあった場合でも通過します。）
- かごが目的階に停止するとかごのペットボタン灯と乗場ペット灯が消灯します。



かご内ペットボタン



乗場ペット灯

7-7-17 遠隔監視

当社とご契約された場合は、契約内容により様々な遠隔サービスが可能です。詳細は当社にお問い合わせください。

7-7-18 抗菌ボタン（フラット）

フラットボタンに抗菌剤を練り込むことにより、細菌の増殖を抑制しています。

＜仕様＞

対象機器	フラットボタン（行先ボタン、戸開ボタン、戸閉ボタン/乗場呼びボタン） ※インターホンボタンは凸文字ボタンのため、抗菌性能を有していません。 ※該当するかご操作盤には抗菌表示のシールが貼り付けてあります。
抗菌対象	黄色ブドウ球菌、大腸菌
抗菌効果	一般的な使用環境であれば、5年が効果持続の目安となります。 ただし経時変化および使用環境によって抗菌寿命は異なります。 抗菌性能は修繕により回復できないため、フラットボタンキャップの交換（有償）となります。ただし、抗菌性能の持続年数を過ぎても通常の操作ボタンとして使用できます。 ※エレベーターの使用上問題ないため、定期交換必要部品ではありません。

7-7-19 抗菌木質手すり

強化木手すりに含有する材料により、細菌の増殖を抑制しています。

＜仕様＞

対象機器	強化木手すり（ミディアムブラウン、ブラック）
抗菌対象	黄色ブドウ球菌、大腸菌
抗菌効果	抗菌寿命は、経時変化および使用環境によって異なります。 また抗菌性能は、修繕により回復できないため、手すりの交換（有償）となります。 ただし、抗菌性能の持続年数を過ぎても通常の手すりとして使用できます。 ※エレベーターの使用上問題ないため、定期交換必要部品ではありません。

7-7-20 かご室保全カバー（プレミアムウォール・フロア/保護幕/床マット）

かご室の意匠保護用として取付ける保全カバーは、かご室の損傷を緩和します。



保全カバーをかご室から撤去した場合は、保守会社へ連絡してください。

本エレベーターは、当社より納入した状態でのかご内装質量にて各種機器の設定を行っております。

かご内装質量が変わると、各種機器の設定変更が必要となる場合があります。

7-7-21 運転手付運転併用方式

7-7-21-1 運転管理

運転手付運転方式は、全自動運転方式のエレベーターに運転手をつけて運転できるようにした方式で、全自動運転、運転手付運転を必要に応じて選択できます。全自動運転の取り扱いと異なる部分がありますので、運行管理者の方は次のようにお取り扱いください。

（注 1）本機能は、寝台用エレベーターには適用されません。

（注 2）本機能は、独立運転時、病院専用運転の運転手付運転時には適用されません。

7-7-21-2 運転準備

かご操作盤開戸内の各スイッチが所定の状態になっていることを確認してください。

操作の方法	説明
＜準備＞ キーでかご操作盤の開戸を開けてください。	● キーの保管と取り扱いは、管理者が責任をもって行ってください。
＜運転手付運転への切換え＞ 1) 運転切換スイッチ「運転手付」側にしてください。 2) 開戸内の各スイッチが次のようになっているか確認してください。 ● 照明スイッチは、「照明」側に ● 運転-休止スイッチは、「運転」側に ● 自動-手動切換スイッチは、「自動」側に ● ファン用スイッチは、「ファン」側に ● ヘルスエアー[®]用スイッチは「ヘルスエアー」側に（ファン、ヘルスエアー[®]を使用する場合） ● ドアスイッチは、「ドア」側に倒れていること。 ● 独立運転スイッチは「平常」側に倒してください。	＜運転手付運転の操作方法＞ ● 運転中、必要に応じ「通過」、「上」、「下」ボタンを操作します。 ● 運転手付運転中は操作盤の開戸は開いたまま使用します。 ● かご操作盤の開戸内スイッチの配置については「6-4 かご操作盤の開戸内スイッチ配置」を参照してください。
＜全自動運転への復帰＞ 3) 運転切換スイッチを「平常」側に倒してください。 4) 開戸内の各スイッチが次のようになっているか確認してください。 ● 照明スイッチは、「照明」側に ● 運転-休止スイッチは、「運転」側に ● 自動-手動切換スイッチは、「自動」側に ● ファン用スイッチは、「ファン」側に ● ヘルスエアー[®]用スイッチは「ヘルスエアー」側に（ファン、ヘルスエアー[®]を使用する場合） ● ドアスイッチは、「ドア」側に倒れていること。 ● 独立運転スイッチは「平常」側に倒してください。 5) 開戸を閉めて鍵をかけてください。	＜全自動運転の操作方法＞ ● 全自動運転では、開戸は閉めた状態で使用ください。

7-7-21-3 運転手付運転の操作方法

運転者の方は、かご操作盤の方向灯の点灯に注意してください。運転の方法は次のようにしてください。

操作の方法	説明
1) かご操作盤の方向灯の指示に従って乗場のお客様を誘導し、お客様の希望する行先階のボタンを押してください。 2) 方向灯が点灯したら、戸閉ボタンをかごが動きだすまで押してください。	● 方向灯が点灯していないときには、利用者がいないことを意味します。 ● 出発階で乗客がいなくても、方向灯が点灯したら他の階で利用者が待っていますから出発してください。ドアが閉じきる前に戸閉ボタンから手を放すと、ドアはただちに反転して開きます。 ● かごは呼びのある階に到着すると自動的に停止し、ドアを開きます。
3) かごが満員になったときは、通過ボタンを押せば行先ボタンの押してある階にだけ停止し、途中の階は通過することができます。	● 通過ボタンを押すと、エレベーターは 1 走行の間だけ乗場呼びに応答せず、目的階へ直行します。引き続き通過動作を行いたい場合は、再度通過ボタンを押してください。
4) 方向灯の指示と反対の方向に運転したいときは、希望する行先ボタンを押してから希望方向の上または下ボタンを押してください。	● 2 台または 3 台連携運転の場合には、連携をみだすことになり、また、乗場での方向案内が変更され、利用者が混乱するので「上」「下」ボタンの使用は極力回避ください。
5) 自動運転に戻したいときは、運転切換スイッチを「平常」側へ復帰してください。	
6) 非常時には運行管理者にすみやかに連絡を取り、必ずその指示に従って適切な処置を講じてください。	● 非常時でもかご内は安全ですので、運転者の方は乗客を安心させてください。詳しくは非常の場合の処置をお読みください。
1) 全自動運転に戻す方法は、「7-7-21-2 運転準備」の＜全自動運転への復帰＞を参照してください。	● 開戸を閉めて鍵をかけてください。



運転手付運転中は、マルチビームドアセンサなどの電気式ドアセンサは動作しません。

7-7-22 電子化終端階強制減速装置（SETS）

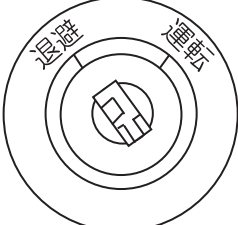
電子化終端階強制減速装置（SETS）は、エレベーターが最上階、または最下階付近で安全な速度になるように制御する安全装置です。本装置は機器の健全性を維持するため、全自動運転モードでエレベーターの利用がない時に、自動的に自己診断を行います。（1 日 1 回、所要時間 約 3 分。）

（注 1）全自動運転モード以外、またはエレベーター利用中の場合は自己診断を行いません。また、自己診断中にかご呼び・乗場呼びが登録された場合は自己診断を中断し、次回実行可能になるまで延期します。

（注 2）20 日以上自己診断が実行されない場合、安全確保のため自動的にエレベーターを休止させ、自己診断を優先的にを行います。この場合、自己診断完了までエレベーターは利用できません。

7-7-23 暴風雨時最上階休止機能

エレベーター昇降路内に雨水が吹き込み、エレベーター機器が濡れて故障に至る可能性を低減するため、最上階退避スイッチを操作するとエレベーターが最上階に走行し休止します。また、「8-5 大雨の場合」も参照してください。

操作の方法	説明
＜暴風雨時最上階休止を行う場合＞ 1) 特定階（通常最下階）に設定されている最上階退避スイッチのキーの位置を「退避」側にしてください。   ＜2点式スイッチ＞ ＜3点式スイッチ＞	● かごは、すべてのかご呼びに応えて運転し終わると最上階へ走行し、かご照明を消灯します。 ● 一定時間後、ドアを閉じて休止となります。この場合、戸開ボタンは所定の時間点灯しており、押せばただちにドアが開きますので、乗客をかご内に閉じ込めてしまう心配はありません。
＜運転を行う場合＞ 1) キーの位置を「運転」側にしてください。	● 平常運転を行います。

※3点式スイッチの「休止」は「7-8 運転休止」を参照

7-7-24 ステンレスタッチレスボタン

操作ボタンに触れることなく、操作ボタンの上に指をかざすことで登録操作ができます。また、ボタンをクリックすることでも登録操作可能です。

＜仕様＞

対象機器	かご操作盤、乗場ボタン／乗場ボタン一体形インジケーター ※該当する機器にはタッチレスボタン表示のシールが貼り付けてあります。
対象部位	行先ボタン、戸開ボタン、戸閉ボタン、開延長ボタン、ペットボタン、乗場呼びボタン
かご呼び取り消し機能	行先階のボタンをまちがってかご呼び登録した場合、そのボタン上で素早く 2 回指をかざせば、取り消すことができます。
利用不可操作	下記の操作はタッチレス機能で行うことができません。操作時はボタンをクリックしてください。 ● 病院専用運転 ● 任意サービス階切放し機能 ● 暗証式シークレットコール
寿命	一般的な使用環境におけるタッチレス機能の寿命目安は 10 年となります。 タッチレス機能の寿命は、経年変化、使用環境によって異なります。 また、経年変化により検知距離が低下する可能性があります。 ただし、タッチレス機能が故障および寿命目安を過ぎてもボタンをクリックすることにより登録操作は可能です。

	検知距離は周囲環境に応じて多少変動しますが故障ではありません。
	誤検知する恐れがあるため、ボタンに近接した位置に遮蔽物/装飾物（タッチレスボタン表示シール以外のシールなど）を設置しないでください。
	ボタン表面に水滴がついたまま放置すると検知距離が変化する可能性があります。定期的な点検や清掃により水滴を除去してください。
	ボタン表面や周囲に汚れが生じると、タッチレス機能が誤動作する可能性があります。定期的な清掃により汚れを除去してください。
	汗や中性洗剤などがボタン内部に入り込むと部品が腐食し誤動作の原因となります。水滴が入り込まないように注意してください。
	ボタンやボタンの周囲に衝撃を加えないでください。 誤検知する可能性があります。



図 7.7.24 タッチレスボタン表示シールの例

7-8 運転休止

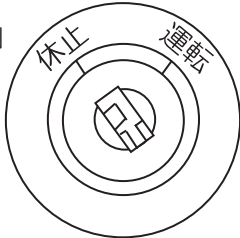
ビル管理の都合上やむをえず休止させたいときには、次のようにお取り扱いください。

大雨などが予想される場合、または地震や火災が発生した場合にエレベーターを休止させるときは、「8-4 地震および火災が発生した場合」、「8-5 大雨の場合」を参照してください。

（注）平常運転に復帰させる場合は、「7-1 平常運転」を参照してください。

7-8-1 乗場休止スイッチが付いている場合

乗場休止スイッチは通常最下階の乗場ボタン下部に取付けられています。

操作の方法	説明
1) 乗場休止スイッチのキーの位置を「休止」側にしてください。 	● かごは、すべてのかご呼びに応じて運転し終わると、特定階（通常最下階）にもどりかご照明を消灯します。 ● 一定時間後、ドアを閉じて休止となります。この場合、戸開ボタンは所定の時間点灯しており、押せばただちにドアが開きますので、乗客をかご内に閉じ込めてしまう心配はありません。

7-8-2 乗場休止スイッチが付いていない場合

操作の方法	説明
1) かごを最下階まで呼び寄せてください。 2) かご操作盤の開戸を開け、運転－休止スイッチを「休止」側に倒してください。 3) 開戸を閉めてください。 4) 乗場のドアを手で完全に閉めてください。	● 最下階の乗場押しボタンを押すとかごは自動的にもどります。 ● エレベーターは休止します。 ● ドアを閉めると、特殊工具を使わなければドアを開けることはできません。 詳細については、保守会社へお問合せください。

7-8-3 最上階退避スイッチが付いている場合

「7-7-23 暴風雨時最上階休止機能」を参照してください。

■8. 非常の場合の処置

8-1 かご内に乗客を閉じ込めないための安全機能が作動した場合

エレベーターが故障した場合でも乗客をできるだけかご内に閉じ込めないように、次のような安全機能を備えています。この安全機能が作動した時には、エレベーターの運行管理者は次のようにお取り扱いください。

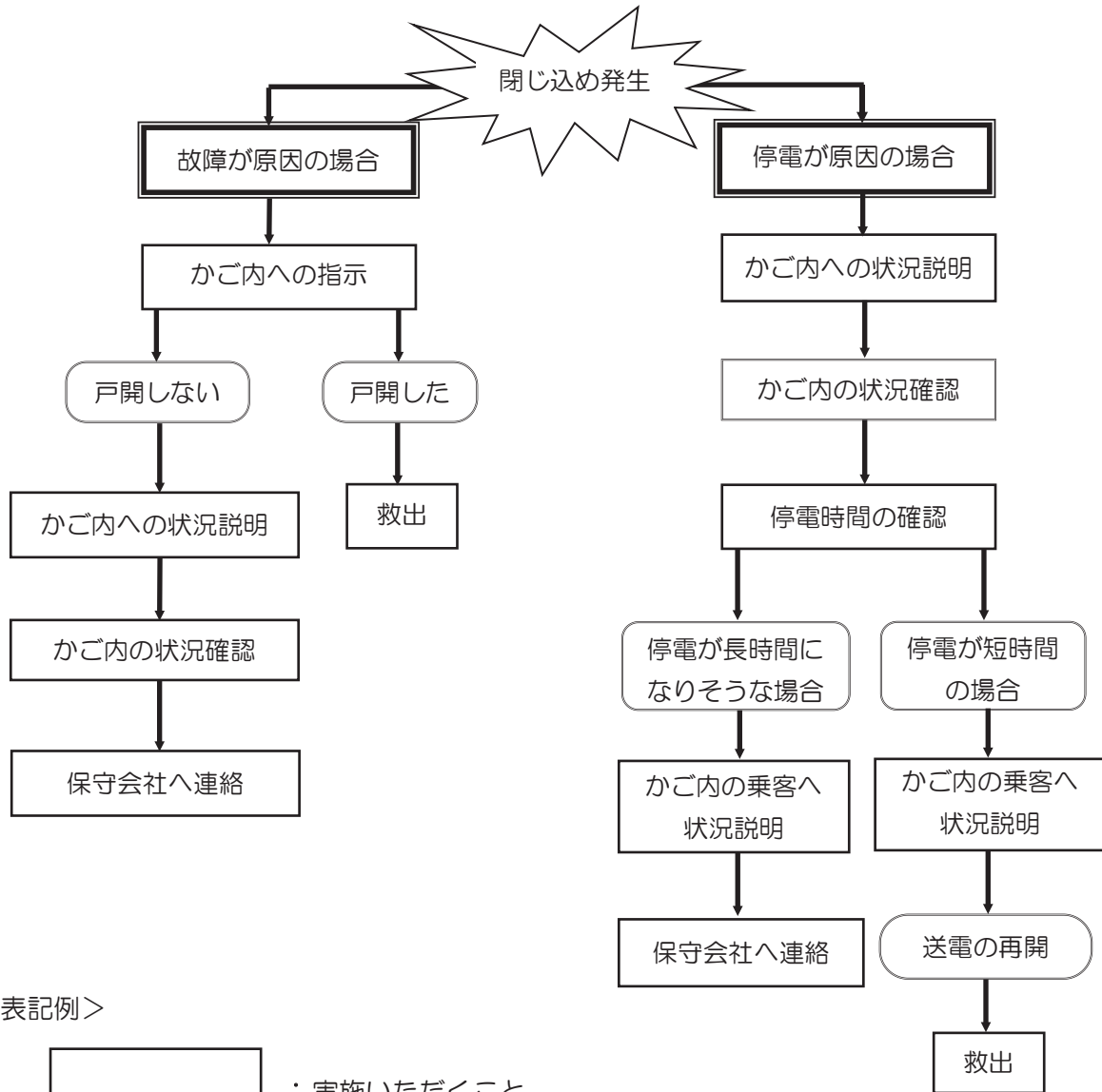
安全機能	機能の説明	エレベーターの状態例	運行管理者の 対処方法
1) 最寄階低速自動着床運転機能が働いたとき	● エレベーターが制御回路の故障で階間停止したとき、自動的に故障原因を調べ、安全上支障がないと判断した場合は低速で最寄り階まで走行し、ドアを開くようにする機能です。	エレベーターが停止したまま、呼びがつかれない。	● 保守会社にエレベーターの点検を依頼してください。
2) ネクストランディング機能が働いたとき	● エレベーターが目的階に到着してもドアが開かない場合、その階での戸開きを中止し、かご呼びにサービス可能な最寄り階へ走行し戸開します。	エレベーターは運転を継続しているが、特定の階に到着してもドアが開かない。	
3) 冠水検出機能が働いたとき	● ピットに一定以上の深さまで浸水した場合、最寄り階に停止し戸開します。この後、戸閉し運転を休止します。また、最下階に走行中は、最下階で停止後ただちに直上階まで走行します。このとき最下階ではドアは開きません。 (地震、停電時など緊急時または故障時には、最下階で戸開または休止することがあります。)	エレベーターが停止したまま、呼びをつかれない。 (乗場などから水がピットに流れこんでいる。)	
4) 最寄り階で運転休止機能が働いたとき	● エレベーター機器が故障したとき、最寄り階まで走行しドアを開くようにする機能です。	エレベーターが停止したまま、呼びがつかれない。	
5) ドアロードディテクタ機能が働いたとき	● ドア開閉を妨げる力をきめ細かく監視し、開閉中に物が挟まって異常な力が加わるとドアを反転させます。敷居の溝に小石やゴミがつまった場合は、開閉動作を繰返し排除に努めます。	＜戸開中の異常の場合＞ 一旦停止し低速で戸閉します。 ＜戸閉中の異常の場合＞ 反転して戸開します。	● 敷居の溝などのゴミを取り除いてください。

8-2 かご内に乗客が閉じ込められた場合

閉じ込めの発生を確認してから、運行管理者がまず最初に行う対応についての流れを把握してください。

8-2-1 閉じ込め発生時の対応フロー

(注)「8-2-2 処置と指示」をお読みください。



<表記例>

: 実施いただくこと

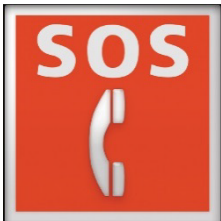
: 外的状況

: 閉じ込めの原因

8-2-2 処置と指示

かご内に乗客が閉じ込められたときには、乗客よりインターホンでエレベーターの運行管理者へ連絡が入ります。インターホンにより通報があった場合にはすみやかに状況を判断して、かご内の乗客に適切な処置と指示をしてください。

8-2-2-1 かご内との連絡手段

かご内との連絡手段		
インターホン 	運行管理者の操作	<管理人室、防災センターなどからかご内へ連絡する> 1) インターホンの受話器を取る。 2) 選局ボタンを押す。(エレベーターが複数台の場合のみ) 3) 通話する。 ● 管理者はエレベーターの運行中、かご内インターホンからの呼び出しに常時応答できるようにしてください。
	乗客の操作	<かご内から運行管理者へ連絡する> 1) かご操作盤のインターホンボタンを押しつづける。 管理人室などにあるインターホンのブザーが鳴ります。(運行管理者は受話器を取って応答してください) 2) 応答があったら、インターホンボタンから手を離し、インターホンに向かって通話する。 3) 聴覚障がい者対応仕様(オプション)の場合は、インターホンボタンを押して呼出中はボタンが点灯します。また、応答があったときはインターホンボタンが点滅します。 ● インターホンの使用方法については、利用者へあらかじめご説明ください。使用方法を知らない利用者は不測の事態に連絡できないおそれがあります。

8-2-2-2 具体的処置

以下は、「8-2-1 閉じ込め発生時の対応フロー」の各ブロックと対応しています。

かご内への指示	● インターホンなどにより、かご内と連絡を取り、以下の手順で指示してください。 1) 戸開ボタンを押すように指示してください。 2) 戸開ボタンを押してもドアが開かない場合は、停止している階の次の階の行先階ボタンを押すように指示してください。 3) 1)、2)のいずれかでドアが開いたら、利用者に降りていただいた後エレベーターを休止させ、保守会社へご連絡ください。
かご内への状況説明	● かご内の利用者を安心させるために、次の説明を実施してください。 1) 「すぐに保守会社へ連絡しますので、しばらくお待ちください」 2) 「かご内では窒息のおそれはありません。静かに落ち着いて救出をお待ちください」 3) 「ただいま適切な処置をしています。むやみに自力脱出しようとドアなどこじ開けようとする、機器が故障し救出が遅れるので、絶対に止めてください」 (注) 利用者の状態・状況を確認し、かご内への適切なアドバイスをお願いします。

(8-2-2-2 具体的処置のつづき)

かご内の 状況確認		● かご内の利用者に状況を確認してください。 1) 「ケガをした方や、身体の具合のわるい方はいらっしゃいませんか？」 2) 「かご内に何名の方がいらっしゃいますか？」 ※人命にかかわるような緊急事態の場合は、消防あるいは警察へ連絡してください。
停電時間の確認		電力会社へ送電が再開されるまでの時間を確認してください。
かご内 乗客へ の状況 説明	停電が 短時間 の場合	1) 乗客にインターホンで停電が間もなく復旧する旨説明し、かご内で静かに待つように指示してください。 2) 停電が復旧したら、かごの行先ボタンをあらためて押しなおすように指示してください。もとのとおり運転できます。
	停電が 長時間 の場合	停電が長引きそうなときは、保守会社へ連絡して専門技術者に乗客を救出させてください。

※停電時自動着床装置（MELD、大容量 MELD）が装備されているにもかかわらず、停電時に閉じ込めが発生した場合は、故障が考えられるので、状況確認の上保守会社へ連絡してください。

8-2-2-3 エレベーター急停止した場合の処置

急停止した場合	エレベーターが停電でもないのに急停止した場合は、すみやかに保守会社へ連絡し、専門技術者に乗客の救出およびエレベーターの点検をさせてください。
---------	--

8-3 緊急時の保守会社への連絡内容

- 巻末にこれらの情報をまとめた記入欄がありますので、必要事項をあらかじめ記入ください。

保守会社へ連絡 する内容は？	● ビル名と所在地 ● 建物の名称 （注）当社と保守契約を結ばれている場合、そのビルの「アクセスナンバー」を記入したラベルが貼ってあります。合せてご連絡ください。 ● エレベーターが故障し、利用者が閉じ込められていること。 ● 止まっている階（階と階の途中で止まっている場合は、何階と何階の間かを） ● 利用者の数（内訳も合わせてお知らせください） ● 利用者の状況（ケガ人や具合の悪い方がいらっしゃる場合は、その方の詳しい状態） ● 連絡者の氏名と電話番号
-------------------	---

8-4 地震および火災が発生した場合

 警告	
	停電や機器の故障のおそれがありますので、地震、火災のときはエレベーターを使用しないでください。
	機器の故障や怪我のおそれがありますので、専門技術者による点検により安全を確認するまではエレベーターを使用再開しないでください。 ● 火災の熱および消火時の散水によりエレベーター機器が故障/正常に作動しない可能性があります。 必ず専門技術者に連絡の上、安全確認が完了してからご使用ください。

地震や火災が発生した場合、エレベーターの運行管理者は次のように処置をしてください。

事故、故障の内容	処置
1) 地震の場合	● エレベーターが休止した場合は、保守会社に点検を依頼してください。 このエレベーターは地震波を検出すると最寄り階に停止する機能が設けられています。また、最寄り階へ運転中に地震による揺れなどで安全装置が作動した場合にも安全条件を満たす場合に限り最寄り階への運転を自動で再開するリスタート機能がついています。 ※詳細は、「7-3 地震時管制運転（リスタート機能付）」を参照してください。
2) 火災の場合	● 消防署など必要な場所へ通報すると同時に、エレベーターの乗客にインターホンで指示し避難階（通常は 1 階）に待避させてください。 かご内に乗客がいないことを確かめてから運転を休止し、ドアを閉じてください。 また、保守会社に連絡してください。

8-5 大雨の場合



警告



二次災害のおそれがありますので、浸水時にエレベーターを使って避難することはおやめください。

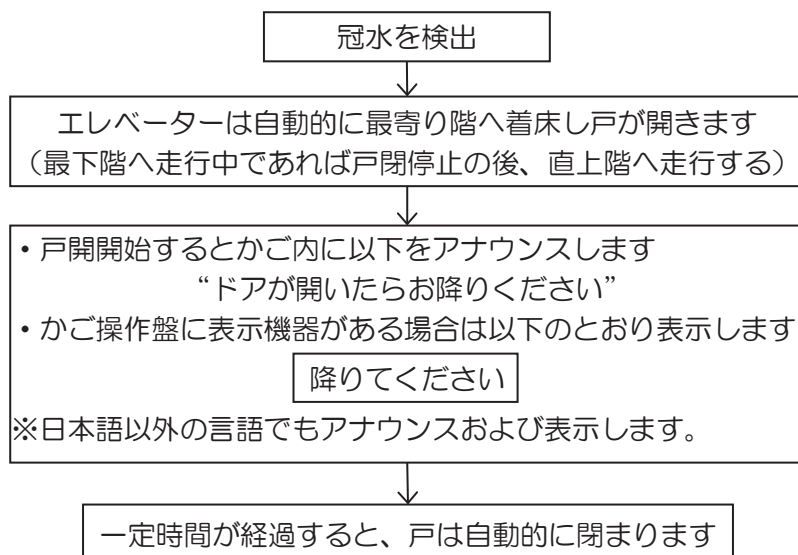
- 浸水の場合にエレベーターを使用することは極めて危険です。

大雨によりピット部に浸水のおそれがある場合、または浸水が発生した場合、エレベーターを運行管理する方は次のような処置をしてください。

事故、故障の内容	処置
1) 大雨の場合	1. 大雨が続き浸水のおそれがある時は、エレベーターを使用しないでください。 2. 乗場から昇降路へと水が流れ込むおそれがある場合には、土のうを置くなどして水が入らないようにし、エレベーターを休止させてください。 3. 浸水のおそれがあり、エレベーターを休止させる場合には、エレベーターを上方階に移動させた後に、ビル内のエレベーター専用電源を切ってください。 ＜「冠水時管制運転」を適用している場合＞ ピットに一定値以上の深さまで水が浸水した場合には、エレベーターは最下階以外に停止し、一旦ドアが開いた後に休止します。 （注）地震・停電など緊急時または故障時には、最下階で停止または休止することがあります。 浸水した場合には、専門技術者による適切な検査が必要です。エレベーターの復旧には専門技術者による検査や修復が必要となります。 ● エレベーターを休止したまま、保守会社、または当社に連絡してください。専門技術者による絶縁測定などの検査を実施し安全を確認した上、運転を再開します。（※）

※有償対応となりますので、あらかじめご承知おきください。

＜冠水時管制運転のフロー＞



■9. リサイクルへのご協力のお願い

このエレベーターには、資源有効利用促進法（通称リサイクル法）に該当する密閉形蓄電池を使用しています。使用済み電池はそのまま廃棄せず、リサイクルにご協力願います。

該当する蓄電池を内蔵する装置および部品には  または  または  または  のマークを貼り付けています。

Pb

Ni-Cd

Ni-MH

Li-ion

■10. 付属品

10-1 かご操作盤の開戸キー

運行管理者の方へは、かご操作盤開戸のキーをお渡ししますので、不備がないかご確認のうえ、適切に保管してください。

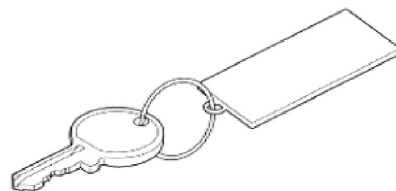


図 10.1 かご操作盤開戸のキー

10-2 注意喚起ステッカー

運行管理者の方へ注意喚起ステッカー（「5-4 注意喚起ステッカー」を参照してください）を必要数お渡しいたしますので、貼り付けをお願いいたします。

※注意喚起ステッカーのデザインや種類は、予告なく変更されることがあります。

※ ご注意

- 無償保守期間中は、当社が保守サービスいたします。
つきましては、無償保守サービスを行うために必要な次の機器をエレベーターまたは建物内に設置させていただいております。
 - 保守用かご運転装置
 - 作業灯（ピット用、かご上用）※ これらの機器は、当社の所有財産です。
- 無償保守サービス終了後に当社とご契約いただけない場合、または保守契約をご解約時には、これらの機器を回収いたしますので、あらかじめご了承ください。

■ 11. 緊急時の保守会社への連絡事項

- ”あらかじめ記入ください” の欄は、迅速な対応に必要な情報ですので、分かりしだいご記入ください。

緊急時には下記の項目について保守会社へ連絡してください。

	連絡要件	詳細	連絡内容
あらかじめ記入ください	ビル名と所在地		ビル名 _____ 所在地 〒 _____ _____ オーナー様：ご芳名 _____ 様 連絡先（TEL） _____ - _____ 運行管理責任者ご芳名 _____ 様 連絡先（TEL） _____ - _____ 運行管理会社名 _____
	建物の名称	注：当社と保守契約を結ばれている場合、ビルの「アクセスナンバー」を記入したラベルが貼ってあります。合せてご連絡ください。	アクセスナンバー _____ _____
わかる範囲でご連絡ください	エレベーターで閉じ込めが発生あるいは故障していること	エレベーターが故障したため連絡していることをコメントください。また、利用者が閉じ込められている場合は必ずその旨連絡ください。	今回の連絡は <u>閉じ込め・故障</u> による。
	連絡者の氏名と電話番号		ご連絡者：ご芳名 _____ 様 ご連絡先（TEL） _____ - _____ ※確実に連絡できる連絡先をお願いします。
	止まっている階	階と階の途中で止まっている場合は、何階と何階の間に止まっているのか分かればお知らせください。	
	利用者の数	人数がわかる場合は、お知らせください。	_____ 人
	利用者の状況	ケガ人や具合の悪い方がいらっしゃる場合は、その方の詳しい状態	
	その他連絡事項		

※当社と保守契約をしていただいてないエレベーターの保守および緊急対応を、当社にご依頼の場合は、有償対応となりますのであらかじめご承知おきください。

■別添. 昇降機の適切な維持管理に関する指針

第一章 総則

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 基本的考え方
- 第4 関係者の役割

第二章 昇降機の適切な維持管理のために所有者がなすべき事項

- 第1 定期的な保守・点検
- 第2 不具合の発生時の対応
- 第3 事故・災害の発生時の対応
- 第4 昇降機の安全な利用を促すための措置
- 第5 定期検査等
- 第6 文書等の保存・引継ぎ等

第三章 保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項

- 第1 保守点検業者の選定の考え方
- 第2 保守点検業者に対する情報提供
- 第3 保守点検業者の知識・技術力等の評価

第四章 保守点検契約に盛り込むべき事項

- 別表1 昇降機事故報告書
- 別表2 保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト
- 別表3 保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト

第一章 総則

第1 目的

この指針は、所有者が昇降機を常時適法な状態に維持することができるよう、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第8条第1項の規定の趣旨に鑑み、また、同条第2項の規定により国土交通大臣が定める指針（昭和60年建設省告示第606号）に規定された事項の具体的方策を示すものとして、昇降機の適切な維持管理に関して必要な事項を定め、もって昇降機の安全性の確保に資することを目的とする。

第2 用語の定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 昇降機 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項各号に規定するエレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機をいう。
- 二 所有者 昇降機の所有者をいう。
- 三 管理者 昇降機の保守・点検を含む建築物の管理を行う者（ただし、昇降機の保守・点検を業として行う者を除く）をいう。
- 四 保守 昇降機の清掃、注油、調整、部品交換、消耗品の補充・交換等を行うことをいう。
- 五 点検 昇降機の損傷、変形、摩耗、腐食、発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守その他の措置が必要かどうかの判断を行うことをいう。
- 六 保守点検業者 所有者からの委託により保守・点検を業として行う者をいう。
- 七 製造業者 昇降機の製造を業として行う者をいう。ただし、製造業者が製造、供給又は指定した部品を保守点検業者がそれ以外の部品に交換した場合においては、当該保守点検業者を含む。

第3 基本的考え方

昇降機を常時適法な状態に維持するためには、所有者、保守点検業者及び製造業者がそれぞれ第一章第4に規定する役割を認識した上で、契約において責任の所在を明確にするとともに、所有者がこの指針に示す内容に留意しつ

つ昇降機の適切な維持管理を行うことを旨とする。

第4 関係者の役割

- 1 所有者は、次の各号に掲げる責任を有するものとする。
 - 一 製造業者による保守・点検に関する情報を踏まえ、昇降機を常時適法な状態に維持するよう努めること。
 - 二 自ら適切に保守・点検を行う場合を除き、必要な知識・技術力等を有する保守点検業者を選定し、保守・点検に関する契約（以下「保守点検契約」という。）に基づき保守点検業者に保守・点検を行わせること。
 - 三 保守点検業者に昇降機の保守・点検、修理等の業務を行わせるに当たっては、保守点検業者が必要とする作業時間及び昇降機の停止時間を確保するとともに、保守点検業者が安全に業務に従事することができる措置を講じること。
 - 四 機器の劣化等により昇降機の安全な運行に支障が生じるおそれがある場合その他昇降機の安全な運行を確保するために必要である場合は、速やかに自ら保守その他の措置を講じ、又は保守点検業者に対して当該措置を講じさせ、昇降機の安全性の確保を図ること。
 - 五 標識の掲示、アナウンス等により昇降機の利用者に対してその安全な利用を促すこと。
- 2 所有者及び保守点検業者は、保守点検契約において、保守点検業者が次の各号に掲げる責任を有することを明確にするものとする。ただし、保守点検契約における責任の有無にかかわらず、保守点検業者は次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。
 - 一 保守点検契約に基づき、所有者に対して保守・点検の結果（不具合情報を含む）を文書等により報告しつつ、適切に保守・点検の業務を行うこと。
 - 二 点検の結果、保守点検契約の範囲を超える修理又は機能更新が必要と判断した場合は、当該修理又は機能更新が必要な理由等について、文書等により所有者に対して十分に説明を行うこと。
 - 三 所有者が昇降機の維持管理に関する助言を求めた場合その他必要に応じて、所有者に対して適切な提案又は助言を行うこと。
 - 四 昇降機において、安全な運行に支障が生じるおそれのある欠陥の可能性があると判断した場合は、速やかに当該昇降機の所有者及び製造業者にその旨を伝えること。
 - 五 不具合情報を収集・検討し、保守・点検が原因となるものがないか、その検討に努めること。
- 3 所有者及び製造業者は、昇降機の売買契約等において、製造業者が次の各号に掲げる責任を有することを明確にするものとする。ただし、売買契約等における責任の有無にかかわらず、製造業者は次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。
 - 一 製造した昇降機の部品等を、当該昇降機の販売終了時から起算して当該昇降機の耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。
 - 二 適切な維持管理を行うことができるように、所有者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。
 - 三 製造した昇降機において、安全な運行に支障が生じるおそれのある欠陥（当該製造業者の責めに帰すべき事由に基づく欠陥に限る。次号において同じ。）が判明した場合は、速やかに当該昇降機の所有者に対してその旨を伝え、無償修理その他の必要な措置を講じるとともに、当該昇降機の所有者に対して講じた措置の内容を文書等により報告すること。
 - 四 不具合情報を収集・検討し、安全な運行に支障が生じるおそれのある欠陥が原因となるものがないか、その検討に努めること。
- 4 所有者と管理者が異なる場合において、第一章第3及び第4（第3項を除く。）、第二章（第6第1項から第4項までを除く。）、第三章並びに第四章中「所有者」とあるのは、その役割に応じ「管理者」と読み替えるものとする。

第二章 昇降機の適切な維持管理のために所有者がなすべき事項

第1 定期的な保守・点検

- 1 所有者は、自ら適切に保守・点検を行う場合を除き、保守点検契約に基づき、昇降機の使用頻度等に応じて、定期的に、保守・点検を保守点検業者に行わせるものとする。

2 所有者は、保守点検業者に保守・点検を委託する場合は、保守点検業者が昇降機の保守・点検を適切に行うことができるよう、製造業者が作成した保守・点検に関する文書等、昇降機に係る建築確認・検査の関係図書、第一章第4第3項第三号に規定する文書等、第二章第1第3項、第二章第2第2項及び第二章第3第5項に規定する過去の作業報告書等、第二章第5第1項に規定する定期検査報告書等の写しその他保守点検業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等を、保守点検業者に閲覧させ、又は貸与するものとする。

3 所有者は、保守点検業者に保守・点検に関する作業報告書を提出させるものとする。なお、所有者が自ら保守・点検を行う場合は、所有者が保守・点検に関する作業記録を作成するものとする。

第2 不具合の発生時の対応

1 所有者は、昇降機に不具合が発生したことを確知した場合は、速やかに当該昇降機の使用中止その他の必要な措置を講じ、又は保守点検業者に対して当該措置を講じさせるものとする。

2 所有者は、保守点検業者に不具合に関する作業報告書を提出させるものとする。なお、所有者が自ら保守を行う場合は、所有者が不具合に関する作業記録を作成するものとする。

3 所有者は、不具合情報を公益性の観点から製造業者等に提供するなど有効活用することに協力するよう努めるものとする。

第3 事故・災害の発生時の対応

1 所有者は、人身事故が発生した場合は、応急手当その他必要な措置を速やかに講じるとともに、消防及び警察に連絡するものとする。

2 所有者は、前項の人身事故が昇降機における死亡若しくは重傷又は機器の異常等が原因である可能性のある人身事故に相当する場合は、別表1の昇降機事故報告書により速やかに特定行政庁に対して報告するものとし、当該報告書の作成に当たって必要に応じて保守点検業者の協力を求めるものとする。

3 所有者は、警察、消防、特定行政庁等の公的機関又は保守点検業者等が行う現場調査に協力するとともに、現場調査の結果を公益性の観点から製造業者等に提供するなど有効活用することに協力するものとする。

4 所有者は、事故・災害が原因で昇降機の運行に影響を及ぼすような故障が発生した場合は、当該昇降機の使用を中止し、点検及び必要な修理によりその安全性が確認されるまで使用を再開しないものとする。

5 所有者は、保守点検業者に事故・災害に関する作業報告書を提出させるものとする。なお、所有者が自ら保守を行う場合は、所有者が事故・災害に関する作業記録を作成するものとする。

第4 昇降機の安全な利用を促すための措置

1 所有者は、標識の掲示、アナウンス等によって昇降機の利用者に対してその安全な利用を促す措置を講じるものとする。

2 所有者は、昇降機の安全性が確保されていないと判断した場合は、速やかにその使用を中止し、保守点検業者にその旨連絡するものとする。その場合にあっては、保守点検業者は必要な措置を講じるものとする。

第5 定期検査等

1 所有者は、定期検査等（法第12条第3項の規定に基づく定期検査又は同条第4項の規定に基づく定期点検をいう。）を行う資格者（一級建築士、二級建築士又は昇降機検査資格者をいう。）の求めに応じて、製造業者が作成した保守・点検に関する文書等、昇降機に係る建築確認・検査の関係図書、第一章第4第3項第三号に規定する文書等、第二章第1第3項、第二章第2第2項及び第二章第3第5項に規定する過去の作業報告書等、定期検査報告書（同条第4項の規定に基づく定期点検の場合にあっては、当該定期点検の結果）の写しその他保守点検業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等を、定期検査等を行う資格者に閲覧させ、又は貸与するものとする。

2 所有者は、定期検査報告済証の掲示など定期検査等を行った旨の表示その他昇降機の安全性に関する必要な情報提供（戸開走行保護装置又は地震時管制運転装置を設置した場合にあっては、その旨の表示を含む。）に努めるものとする。

第6 文書等の保存・引継ぎ等

1 所有者は、製造業者が作成した保守・点検に関する文書等及び昇降機に係る建築確認・検査の関係図書及び第一章第4第3項第三号に規定する文書等を当該昇降機の廃止まで保存するものとする。

2 所有者は、第二章第1第3項、第二章第2第2項、第二章第3第5項に規定する過去の作業報告書等、第二章第5第1項の規定による定期検査報告書等の写しその他保守点検業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等を3年以上保存するものとする。

3 所有者は、所有者が変更となる場合にあっては、前2項の文書等を保守点検業者に閲覧させ、又は貸与することができるようにし、次の所有者に引き継ぐものとする。

4 所有者は、建築物の維持管理に関する計画、共同住宅の長期修繕計画等において、昇降機に関する事項を盛り込むとともに、その使用頻度、劣化の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。この場合において、所有者は、必要に応じて製造業者又は保守点検業者の助言その他の協力を求めるものとする。

5 所有者は、自ら又は保守点検業者に依頼して、エレベーターの機械室及び昇降路の出入口の戸等のかぎ、モーターハンドル、ブレーキ開放レバーその他の非常用器具並びに維持管理用の器具を、場所を定めて第三者が容易に触ることができないよう厳重に保管するとともに、使用に当たって支障がないよう適切に管理するものとする。

第三章 保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項

第1 保守点検業者の選定の考え方

第一章第1の目的を達するためには、昇降機に関する豊富な知識及び実務経験に裏打ちされた技術力を有する者による適切な保守・点検が必要不可欠であることから、所有者は、保守点検業者の選定に当たって、価格のみによって決定するのではなく、必要とする情報の提供を保守点検業者に求め、専門技術者の能力、同型又は類似の昇降機の業務実績その他の業務遂行能力等を総合的に評価するものとする。

第2 保守点検業者に対する情報提供

1 所有者は、保守点検業者の選定に当たっては、あらかじめ、保守点検業者に対して委託しようとする業務の内容を提示するとともに、保守点検業者の求めに応じて、第二章第6第1項及び第2項に規定する文書等を閲覧させるものとする。

2 所有者は、保守点検業者の選定に当たっては、可能な限り、保守点検業者に対して保守・点検の業務を委託しようとする昇降機を目視により確認する機会を提供するものとする。

第3 保守点検業者の知識・技術力等の評価

所有者は、保守点検業者の昇降機に関する知識・技術力等を評価する際には、別表2に示す「保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト」を参考としつつ、必要に応じて、保守点検業者に関係資料の提出を求め、又は保守点検業者に対するヒアリング等の実施に努めるものとする。

第四章 保守点検契約に盛り込むべき事項

1 所有者は、保守点検業者と保守点検契約を締結する際には、契約金額等の契約に関する一般的な事項に加えて、別表3に示す「保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト」を参考としつつ、昇降機の適切な維持管理の確保に努めるものとする。

2 所有者は、保守点検契約に付随する仕様書として、点検の項目又は頻度、部品の修理又は交換の範囲、緊急時対応等に関する技術的細目が規定されていることを確認するものとする。

別表 1 昇降機事故報告書（第 報）（第二章第 3 関係）

取扱注意

所有者から特定行政庁に対して、記載できる範囲で速やかに報告してください。ただし、※印の部分については、できるだけ記載してください。

年 月 日

報告者名 ※			担当部署			担当者名		
TEL ※	()		FAX	()		電子メール		
○建築物の情報（必要に応じて計画概要書等を添付のこと）								
名称 ※			所在地 ※	都・道・府・県		区・市・町・村		
所有者			管理者			建築主		
設計者			工事監理者			施工者		
構造			階数	地上 階・地下 階		高さ(m)		
延べ面積(m ²)			用途(建築物)			用途(事故部分)		
建築確認 (計画通知)	当初	確認済証年月日	年 月 日	実施機関				
	最終	確認済証年月日	年 月 日	実施機関				
中間検査	合格証年月日		年 月 日	実施機関				
	指定工程							
完了検査	検査済証年月日		年 月 日	実施機関				
○昇降機の情報（直近の定期報告書等を添付のこと）								
昇降機の区分 ※	エレベーター/エスカレーター/小荷物専用昇降機/無届出（摘要： ）							
製造業者 ※				機種・型式				
保守点検業者 ※				前回点検	年 月 日	点検頻度		
型式適合認定	認定年月日	年 月 日	認定番号			指定認定機関		
構造方法等の認定	認定年月日	年 月 日	認定番号			指定性能評価機関		
建築確認 (計画通知)	建築物と同時申請/別申請/無届出							
	当初	確認済証年月日	年 月 日	実施機関				
	最終	確認済証年月日	年 月 日	実施機関				
完了検査	検査済証年月日		年 月 日	実施機関				
直近の定期検査	(検査年月日)		年 月 日	(特定行政庁における報告受理年月日)		年 月 日		
判定結果(特記事項)	指摘無/指摘有(摘要：)					指定報告間隔		
検査実施者の氏名			所属			認定番号		
○事故の状況（構造詳細図等事故発生箇所の分かる図面を添付のこと）								
発生日 ※	年 月 日		時刻	時 分	発生場所 ※			
人的被害 ※	被害者計 名		死者 名	重傷者 名	中等傷者 名	軽傷者 名		
事故概要 ※								
被害者名	年齢	性別	被害の程度	被害状況	備考			
		男/女	死/重/中等/軽					
		男/女	死/重/中等/軽					
		男/女	死/重/中等/軽					
		男/女	死/重/中等/軽					
		男/女	死/重/中等/軽					
基準適合性 等の状況	基準不適合等があればその内容							
	事故発生までに既に行われていた安全対策・是正措置							
応急対応	救助	実施者			摘要			
	復旧・修理等	実施者			摘要			
	応急措置	実施者			摘要			
	現場調査等	警察	有/無	担当署				
		消防	有/無	担当署				
事故原因	□設計不良 □製造不良 □使用部品・材料の不良 □経年劣化 □表示の不備 □据付・施工の不良 □その他 (以下詳細を具体的に記述)							
事故防止 対策								
事故原因調査 実施機関	(名称) (連絡先)			事故部品等の 保管機関	(名称) (連絡先)			
事故を認識 した経緯				事故を認識 した日時	年 月 日 時 分			
備考								

注 1) 平面図、配置図、構造詳細図、現場写真その他の事故状況の把握に必要な資料を添付してください。

注 2) 被害者欄等が不足する場合は別紙に記入し、添付してください。

なお、すべてのチェック欄がチェックされることが望ましいと考えられます。

【①建物名】(○○○○)

【②駆動方式(該当項目をチェック)】☐ロープ式 (☐リレー制御 ☐マイコン制御) ☐油圧式
☐機械室なし ☐その他 ()

【③技術情報の有無(該当項目をすべてチェック)】☐保守点検情報 (取扱説明書・マニュアル等)
 ☐製造設計情報 ☐その他 ()

82

	緊急時における対応	緊急通報から現場までの到達目標時間が示されているか。(該当項目をチェック) ※ ☐ 30分以内 ☐ 1時間以内 ☐ その他 ()	☐
		事故発生時、災害発生時、故障発生時の緊急時における対応のための設備その他の体制が整っているか。 ※ ☐ 判断できる資料等の添付 (添付があればチェック)	☐
業務能力	業務担当者の能力	業務担当者又はその指導責任者は、十分な実務経験 (例えば昇降機検査資格者講習受講資格が与えられる実務経験年数等) があり、かつ、同型又は類似の昇降機の保守・点検を行ったことがあるか。 ※ ☐ 保守・点検に関する実務経験を証明する書類の添付 (添付があればチェック) ※ ☐ 業務担当者の保有資格、来訪頻度、標準的な点検時間、他物件の兼務台数及び担当地域、サポート体制等について、この欄に記述 (記述した場合はチェック) []	☐
会社概要	教育体制	業務担当者に対する専門技術、安全衛生、法令遵守、職業倫理等に関する教育を行うための、実機その他の設備及び教育体制があるか。 ※ ☐ 説明資料等の添付 (添付があればチェック)	☐
		業務担当者の技術力に関する社内資格制度があるか。 ※ ☐ 判断できる資料等の添付 (添付があればチェック)	☐
	技術情報	保守点検契約しようとする昇降機の技術情報 (取扱説明書・マニュアル等) を確実に入手する方法が示されているか。(該当項目をチェック) ※ ☐ 製造業者から ☐ 所有者から ☐ その他 ()	☐
		保守点検契約しようとする昇降機と同型又は類似の昇降機の保守・点検を行ったことがあるか。 ※ ☐ 保守・点検に関する実績を証明する書類の添付 (添付があればチェック)	☐
	部品調達	保守点検契約しようとする昇降機の部品の在庫が十分に確保され、又は調達先が確保されているか。(該当項目をチェック) ※ ☐ 昇降機の製造業者が製造・供給又は指定する部品の十分なストックがある ☐ 部品のストックがない場合でも、昇降機の製造業者から部品を安定確保できる状況にある (現状を下記に記載) () ☐ その他 ()	☐
	経営状況等	経営状況を客観的に確認できる資料が示されているか。 ※ ☐ 判断できる資料等の添付 (添付があればチェック)	☐
		支払い方法が明確に示されているか。(該当項目をチェック) ※ ☐ 月払い ☐ 年払い ☐ その他 ()	☐
その他		上記のほか、品質確保や環境配慮に関する取組状況、効率的な保守・点検に関する提案、保守・点検の質や利便性の向上に関する取組状況等の提案があるか。 ※ ☐ この欄に具体的に記述。(記述した場合はチェック) []	☐

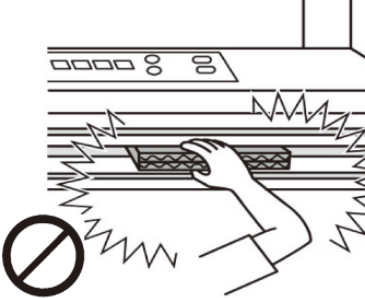
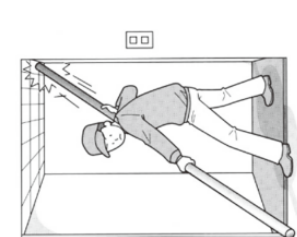
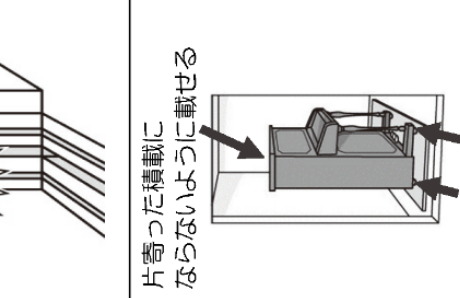
別表3 保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト（第四章関係）

○すべてのチェック欄がチェックされていることをご確認ください。

項 目	確 認 事 項	チェック欄	
一 業務の内容及び契約期間に関する事項			
業務の内容	保守点検契約の方式が明示されているか。※F M契約・POG契約・その他（ ）	☐	
	右記の保守・点検の業務の詳細が明示されているか。	保守・点検の項目 注)	☐
		保守・点検の頻度（項目毎） 注)	☐
		遠隔監視・点検装置の活用 ※する・しない	☐
		法定の定期検査の実施 ※する・しない	☐
	業務担当者の要件が明示されているか。	☐	
	故障発生時その他の緊急時の対応方法が明示されているか。	☐	
	保守点検契約に含まれる部品の修理や交換の範囲が明示されているか。	☐	
契約期間	保守点検契約の期間が明示されているか。※契約期間（ ）年	☐	
契約の更新方法	保守点検契約を更新する場合の方法が明示されているか（契約満了日の90日前までに解約の申出がない時は契約を1年延長する等）。	☐	
契約の解約	保守点検契約を解約する場合の方法が明示されているか（契約を解約しようとする時は、契約の相手方に90日以上以上の余裕をもって通知する等）。	☐	
二 契約当事者の責任範囲に関する事項			
	免責条項や賠償義務が明示されているか。	☐	
三 保守・点検の業務の再委託の制限に関する事項			
	所有者の承諾を得た場合を除き、第三者に委託してはならないことが明示されているか。	☐	
四 保守点検業者による作業報告書に関する事項			
提出時期	作業報告書の提出時期が明示されているか。※点検毎・1月毎・その他（ ）	☐	
報告書の内容	保守・点検、不具合対応等の作業や処置の結果についての報告書を提出することが明示されているか。	☐	
	新たな運行に係る技術情報を得た場合は、その内容について速やかに報告することが明示されているか。	☐	
五 技術的助言の提供に関する事項			
	所有者が昇降機の維持管理及び建物の維持保全計画又は長期修繕計画に関する助言を求めた際、保守点検業者の立場から適切な助言又は提案を行うことが明示されているか。	☐	
六 事故発生時等における特定行政庁への報告に関する事項			
	昇降機に事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から所有者が特定行政庁に報告する上で、保守点検業者の立場から所有者に対して必要な協力を行うことが明示されているか。	☐	
七 契約終了時の文書等の返還に関する事項			
	契約期間の満了又は契約の解約により契約対象の業務が終了した場合における、所有者が貸与した文書等の取扱いが明示されているか（貸与した文書等の返還等）。	☐	

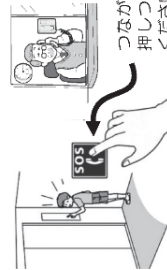
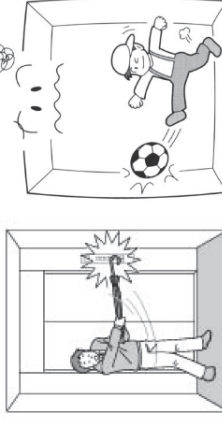
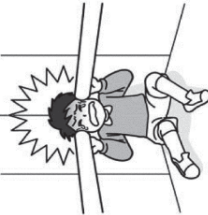
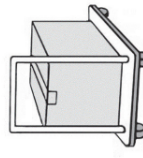
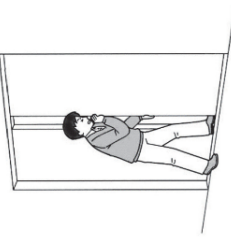
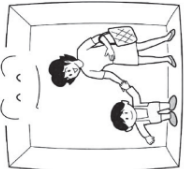
注) 実際の契約に当たっては、「エレベーター保守・点検業務標準契約書」、「エレベーター保守・点検業務標準仕様書」等をご参考にしてください。

熱州

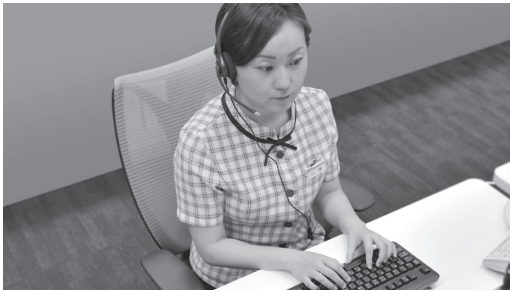
 機器の変形や破損により閉じ込めの原因になったりエレベーターが故障するおそれがありますので、ドアの隙間に物をはさまないでください。 - ダンボールやタオルなどをドアの隙間にはさむと機器の変形やエレベーターが破損するおそれがあります。また、梱包に使用したひもがエレベーター付近に残されていると、ドア装置に絡みつくななどして機器の変形や破損の原因となる場合があります。 これらが原因で利用者の閉じ込め事故が起きるおそれがあります。 - ドアを一定時間あける必要がある場合は、ドアが閉まらないように戸開ボタンを押す方と、荷物の出し入れをする方の2人で作業してください。		故障や誤動作のおそれがありますので、長尺物を運搬する場合には天井や壁などと接触しないようにしてください。 長尺物を運搬する場合には天井照明にぶつけ破壊・カバー落下などの事故が起こりやすいので特に注意してください。	
 機器の変形や破損するおそれがありますので、かご内への荷物の積載は、部分的に片寄った積載にならないように均等に積載してください - ピアノなどの重物を運搬する際かご床との接触面積が小さい場合には、かご床に集中荷重がかかり、かご床が変形したり破損するおそれがありますので、合板などをかご床に敷き荷重を分散させてください。 - 積載時にはかご床に衝撃を与えないように静かに積載してください。	 片寄った積載にならないように載せる 集中荷重に注意	 機器の破損や故障のおそれがありますので、ドアやかご室および操作盤に運搬物をぶつけないでください。 運搬物をエレベーターのドアやかご室、操作盤などにぶつけると閉じ込めの原因になるなどの故障やエレベーターを損傷するおそれがあります。	
 かご床が損傷したり安全装置が動作してエレベーターが運転を休止するおそれがありますので、一度に重い荷物を積み込まないでください。荷物は250kg以下に分けて、かご中央にゆっくり搬入出してください。 - かご床が損傷しないよう、台車などを使用する場合は台車を含む総重量を250kg以下に分けて搬入出してください。車輪一つへの荷重は概ね65kg以下でご利用ください。 - 寝台用で「配膳車対応仕様」付の場合 台車や配膳車などの総重量は、積重量750kgの場合は675kg以下(車輪一つへの荷重は概ね170kg以下)、積重量1000kgの場合は800kg以下(車輪一つへの荷重は概ね200kg以下)までご利用できます。	引越し等で塗装面に養生テープを貼る場合、養生テープの粘着剤に含まれる可塑性(DOT:フタル酸エステル系)等に塗料が反応、付着結合し、塗装が剥れるおそれがあるため、極力使用しないでください。やむを得ず使用する場合は養生期間に応じて以下の製品を使用してください。	 引越しなどで長時間エレベーターを専有利用する場合は、管理者にあらかじめ連絡してから実施してください。	引越しなどで長時間エレベーターを専有利用する場合は、管理者にあらかじめ連絡してから実施してください。

■エレベーターをご利用の皆様へ

ここにはエレベーターを利用される方に、あらかじめ知っておいていただきたいことが書かれています。よく読んでからエレベーターをご利用願います。特にお子様には保護者の方より、しっかりとお話いただけるようお願いいたします。

地震や火災のときはエレベーターを使用しないでください。 閉じ込められるおそれがあり大変に危険です。	ここには積載量を超えて乗り込んだり、積載量を超える荷物を積み込まないでください。 極度に積載量を超えるとかが停止状態を保持できなくなり、かこがすべり落ちるおそれがあります。	ドアに触れないでください。 手を引き込まれ、けがをすることがあります。	！ 万が一、エレベーターに閉じ込められるなどの非常時にはインターホンボタンを押しつづけることで外部と連絡することが出来ます。 
！ ドアにひもやチェーンを挟まないようにしてください。 - 縄跳びなどの“ひも”がドアに挟まれたままエレベーターが動くと、利用者が重大な事故にあうおそれがあります。 - バックの肩掛けでも同様の事故が起るおそれがあるのでご注意ください。 ！ ペットと同乗する場合は、ドアにひもを挟まないよう十分注意してください。 - ペットと飼い主がかこ乗場に分かれたままドアが開まり、エレベーターが動くと、飼い主がペットにつないでいるひもに引かれて重傷を負うおそれがあります。 - ペットの首が絞まり死傷するおそれがあります。 ！ ペットを乗せる時は、ひもを戸に挟まないよう、かこに入れるか腕に抱えることをお勧めいたします。	！ ペットと同乗する場合は、ドアにひもを挟まないよう十分注意してください。 - ペットと飼い主がかこ乗場に分かれたままドアが開まり、エレベーターが動くと、飼い主がペットにつないでいるひもに引かれて重傷を負うおそれがあります。 - ペットの首が絞まり死傷するおそれがあります。 ！ ペットを乗せる時は、ひもを戸に挟まないよう、かこに入れるか腕に抱えることをお勧めいたします。	！ かこをだいたい、ゆすったりしないでください。 かこで暴れたり、衝撃を加えると、閉じ込めのほか思わぬ事故が起きるおそれがあります。  ！ エレベーターの壁と手すりとの間に頭、うで、手のひら、ひじなど人体の一部を挟みこまないでください。ぬけなくなる場合があります。 	！ 物を運ぶ場合はエレベーターにぶつけないように十分注意してください。 - ものをぶつけるとエレベーターが故障したり、天井の一部が落下してけがをすることがあります。 ！ 引越など重たいものを運ぶ場合は、あらかじめ管理人に必ず相談してください。 ！ 一度に重い荷物を積み込まないでください。 台車などを使用して荷物を運ぶ場合は、台車を含め 250kg 以下で複数回に分けてゆっくり搬入してください。 台車を含め 250kg 以下で！  ！ かこ乗場の間に段差ができることがありますので、足元を確認して乗り降りしてください。 - つまずいて転倒するおそれがあります。 - エレベーターを降りる場合は、やむを得ない場合を除いて、前向きをお願いいたします。 
！ エレベーターに走って乗り込んだり、開まりかけたドアを無理に開けないでください。 - 手などをさまされるおそれがあります。 - 走って乗り込むとドアに衝突し、傷害を負うおそれがあります。 			！ 幼児・年少者には必ず保護者が付き添ってください。  ！ かこ内で、たばこを吸わないでください。 

「安心」で「快適」なビル環境を、
24時間・365日みつめ続けるサポート体制。



三菱電機ビルソリューションズ株式会社は、
全国約280カ所のサービス拠点、
8カ所の情報センターによる
ネットワークで常に受信体制を整え、
お客さまの信頼にお応えしています。

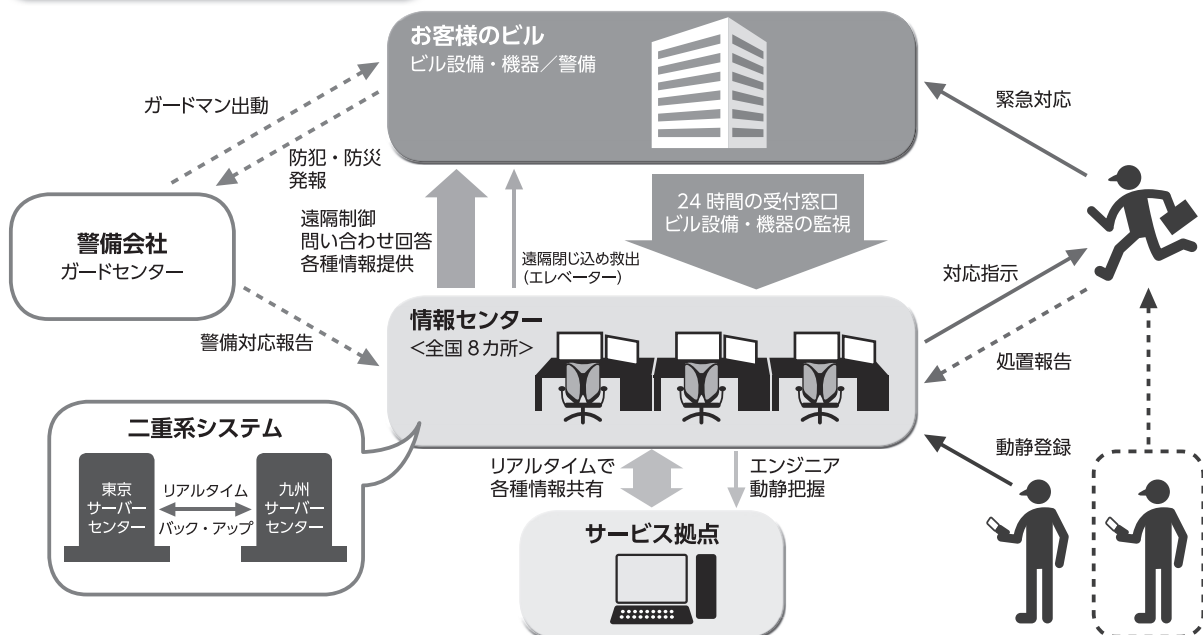


受信体制

全国8カ所の情報センターは、24時間・365日の受信体制を確立しています。

情報センターはビル設備に故障・トラブルが発生した場合、故障信号やお客様からの緊急コールやお問い合わせに対応する“安心の窓口”として24時間・365日の受信体制を確立しています。

情報センターの役割イメージ



三菱電機ビルソリューションズ株式会社

お問い合わせは下記へどうぞ

北海道支社	〒060-0003	札幌市中央区北3条西4-1-1 (日本生命札幌ビル)	(011)231-8060
北日本支社	〒980-0013	仙台市青葉区花京院 1-1-20 (花京院スクエア)	(022)216-4585
東日本支社	〒100-8335	東京都千代田区丸の内2-7-3 (東京ビル)	(03)3218-9461・9463
関越支社	〒330-0854	さいたま市大宮区桜木町 1-10-16 (シーノ大宮ノースウイング)	(048)650-1004
横浜支社	〒221-0056	横浜市神奈川区金港町 1-7 (横浜ダイヤビルディング)	(045)620-3601
中部支社	〒450-6045	名古屋市中村区名駅 1-1-4 (JRセントラルタワーズ)	(052)565-3160
北陸支社	〒920-0031	金沢市広岡3-1-1 (金沢パークビル)	(076)233-5506
関西支社	〒530-8206	大阪市北区大深町 4-20 (グランフロント大阪 タワーA)	(06)6486-4165
四国支社	〒760-8654	高松市寿町 1-1-8 (日本生命高松駅前ビル)	(087)825-0006
中国支社	〒730-0037	広島市中区中町 7-22 (住友生命広島平和大通りビル)	(082)248-5290
西日本支社	〒810-0001	福岡市中央区天神 1-10-20 (天神ビジネスセンター)	(092)737-7514

「エレベーター・エスカレーター」のホームページ	https://www.MEBS.co.jp/
-------------------------	---

「エレベーター・エスカレーター 取扱説明書」のホームページ	https://www.MEBS.co.jp/owners/manual/
-------------------------------	---